

3 高齢者の保健福祉

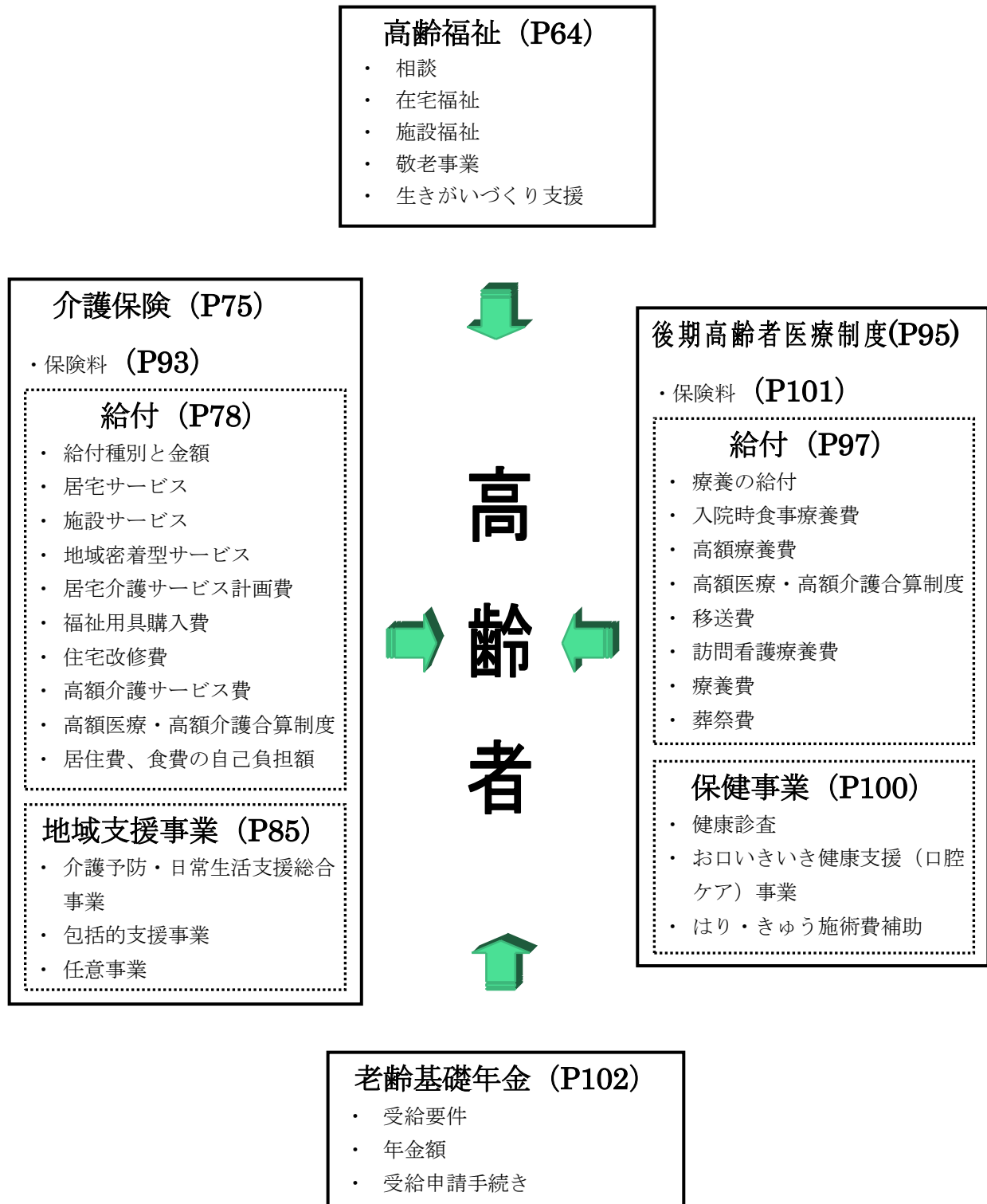
I. 高齢福祉	64
1. 相談	64
(1) 高齢者相談員	64
2. 在宅福祉	64
(1) 緊急通報システム事業	64
(2) 高齢者等見守りネットワーク推進事業	64
3. 施設福祉	65
(1) 養護老人ホーム	65
(2) 生活支援ハウス	65
(3) 軽費老人ホーム（ケアハウス）	66
(4) 有料老人ホーム	66
(5) サービス付き高齢者向け住宅	67
4. 敬老事業	68
(1) 敬老金等支給事業	68
5. 生きがいきづくり支援	69
(1) シルバー人材センター	69
(2) 老人クラブ	69
(3) 諫早市シニア（高齢者）美術手工芸作品展	69
(4) いさはやシニアおでかけ支援事業	70
6. 予防接種	71
(1) 定期予防接種	71
7. その他	72
(1) 健康づくり（はり・きゅう施術）事業	72
(2) 日常生活自立支援事業	72
(3) 成年後見申立相談援助事業	73
(4) 要援護者登録制度	73
II. 介護保険	75
1. 介護保険制度	75
(1) 介護保険加入の資格	75
(2) 介護保険加入手続き（諫早市に転入したとき）	75
(3) 介護保険喪失の手続き	75
(4) 介護保険サービス利用について	76
2. 介護保険の給付	78
(1) 介護保険の給付種別と金額	78
(2) 居宅サービス	79

(3) 施設サービス	79
(4) 地域密着型サービス	80
(5) 居宅介護サービス計画費	80
(6) 福祉用具購入費	81
(7) 住宅改修費	82
(8) 高額介護サービス費	83
(9) 高額医療・高額介護合算制度	83
(10) 居住費、食費の自己負担額	84
3. 介護保険の地域支援事業	85
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業	85
(2) 地域支援事業（包括的支援事業）	88
(3) 地域支援事業（任意事業）	89
4. 介護保険の保険料	93
(1) 保険料の負担	93
(2) 第一号被保険者の保険料	93
(3) 第二号被保険者の保険料	94
III. 後期高齢者医療制度	95
1. 後期高齢者医療制度とは	95
(1) 後期高齢者医療制度への加入	95
(2) 後期高齢者医療制度の運営の仕組み	96
2. 給付内容	97
(1) 療養の給付	97
(2) 入院時食事療養費	97
(3) 高額療養費	98
(4) 高額医療・高額介護合算制度	99
(5) 移送費	99
(6) 訪問看護療養費	99
(7) 療養費	99
(8) 葬祭費	99
3. 保健事業	100
(1) 健康診査	100
(2) おおいさいき健康支援(歯科健診)事業	100
(3) はり・きゅう施術費補助	100
4. 保険料	101
(1) 保険料の算定方法	101
(2) 保険料の納付方法	101
IV. 老齢基礎年金	102
(1) 老齢基礎年金の受給要件	102

(2) 老齢基礎年金の額	102
(3) 老齢基礎年金の受給申請手続きに必要なもの	102
V. 税金の控除	103
VI. 関係機関・団体	104
(1) 高齢者福祉団体	104
介護保険指定サービス事業者一覧	105

高齢者の保健福祉

高齢者の保健福祉サービスの体系



I. 高齢福祉

1. 相談

(1) 高齢者相談員

【問合せ先】地域福祉課 TEL22-1500

高齢者の福祉に関する日常的な相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、関係機関と連携し高齢者福祉の増進を図る「高齢者相談員」を配置しています。

2. 在宅福祉

(1) 緊急通報システム事業

【問合せ先】地域福祉課 TEL22-1500

日常生活に不安があるひとり暮らし高齢者等にGPS機能付き緊急通報装置を貸与し、その機能による常時の位置確認、緊急通報時の家族への連絡や警備員の駆けつけ対応等を行います。

- ①対象者 65歳以上の単身世帯や高齢者のみの世帯、これに準ずる世帯の人
 ②利用料 介護保険料率の段階に応じ、次の各費用（税抜き）が必要です。

		令和4年3月までの契約者	令和4年4月からの契約者
ア) 加入料金		無料～5,000円/加入時のみ	無料～4,500円/加入時のみ
イ) 基本料金		無料～600円/月額	無料～900円/月額
ウ) 出動料金		無料～7,500円/1時間	無料～7,500円/1時間
エ) 検索料金	オペレーター応答	200円/1回	200円/1回
	インターネット利用	100円/1回、月2回までは無料	基本料金に含む
オ) その他	交換用バッテリー代	2,100円/1年半に1回	2,100円
	標準充電器	なし	初回2,000円(以降2,500円)

(2) 高齢者等見守りネットワーク推進事業

【問合せ先】諫早市社会福祉協議会 TEL24-5100

ひとり暮らし高齢者や手助けが必要な人に対する市民による見守り体制を推進するため、市民団体や関係機関、企業などと連携し、実施機関である社会福祉協議会（市・各地区）の見守りネットワーク活動を支援します。

3. 施設福祉

(1) 養護老人ホーム

【問合せ先】地域福祉課 TEL22-1500

家庭環境などの事情により、在宅において生活することが困難な人の入所を措置します。

- ①対象者 65 歳以上で、環境上の理由や経済的理由により在宅での生活が困難な人
(入所判定委員会において、措置の要否を判定します。)
- ②サービス内容
 - ア) 食事や入浴などの日常生活のお世話
 - イ) 社会復帰の促進や自立した日常生活のための訓練及び指導等
- ③負担金(利用料)
 - ア) 入所者…前年の対象収入（年金等の収入から税・保険料等の必要経費を控除）から計算して得られた額（最高 14 万円）を負担していただきます。
 - イ) 扶養義務者…前年の対象収入から計算して得られた額を負担していただきます。

「市内の養護老人ホーム」

	事業所名	所在地	電話番号	圏域
1	(盲)養護老人ホーム 光明荘	有喜町 637	28-2963	南部
2	養護老人ホーム 福寿園	有喜町 537-1	28-2211	南部
3	養護老人ホーム 聖フランシスコ園	高来町神津倉 41-1	32-2129	東部

(2) 生活支援ハウス

【問合せ先】地域福祉課 TEL22-1500

介護保険施設等の入所対象とならない高齢者へ生活の場を提供します。

- ①対象者
 - ア) 60 歳以上のひとり暮らしの人、夫婦のみの世帯に属する人及び家族の援助を受けることが困難な人であって、独立して生活することに不安がある人
 - イ) 要介護認定を受けた方は利用できません。
- ②サービス内容 住居の提供、各種相談・助言、その他緊急時の対応等
- ③負担金(利用料)
 - ア) 前年の対象収入（年金等の収入から税、保険料等の必要経費を控除）から計算して得られた額（最高 5 万円）を負担していただきます。
 - イ) 居室等の光熱水費及び食費は、別途利用者の負担となります。

「市内の生活支援ハウス」

	事業所名	所在地	電話番号	圏域
1	花の里	福田町 3316-3	21-7778	中央部
2	諫早ゆたか荘ルナホーム	長田町 2781-1	23-9680	東部

(3) 軽費老人ホーム（ケアハウス）

【問合せ先】各施設まで

家庭環境、住宅事情等の理由により、在宅において生活することが困難な人に生活の場を提供します。

- ①対象者 60 歳以上（夫婦で利用される場合は、どちらかが 60 歳以上）で、独立して生活するには支障があって、家族による援助を受けることが困難な人
（ただし、ケアハウス第二椿寿荘については、要介護・要支援認定を受けている人が対象です。）
- ②利用者負担 前年の対象収入（年金等の収入から税、保険料等の必要経費を控除）から負担能力に応じて、利用者負担があります。
（なお、ケアハウス第二椿寿荘については、要介護・要支援認定区分によっても利用者負担が異なります。）
※ 入所時に一時金が必要な施設もあります。

「市内の軽費老人ホーム（ケアハウス）」

	事業所名	所在地	電話番号	圏域
1	諫早の里英智園	福田町 3320-1	21-1323	中央部
2	ケアハウス椿寿荘	栄田町 582-9	20-9051	北部
3	ケアハウス第二椿寿荘 （特定施設入居者生活介護事業所）	栄田町 582-9	28-9101	北部
4	豊寿園 （特定施設入居者生活介護事業所）	高来町西尾 229-1	32-2500	東部

(4) 有料老人ホーム

【問合せ先】各施設まで

生活支援等のサービスがついた高齢者向けの居住施設を提供します。

- ①対象者 概ね 60～65 歳以上で、主に要支援・要介護認定を受けた者
※施設により異なります。
- ②料金 施設によって異なるため、施設へ直接お問い合わせください。

「市内の有料老人ホーム」

	事業所名	所在地	電話番号	圏域
1	ひばり	船越町 612-3	22-2200	中央部
2	ふれあい船越	船越町 658-1	22-2910	中央部
3	福の家	福田町 38-41	46-3681	中央部
4	夢咲	本明町 447-5	46-3552	中央部
5	やまぶき	白岩町 15-22	56-9301	北部
6	ひだまり	堂崎町 15-13	56-8381	北部
7	スリーサポート	真崎町 1738-1	51-0685	北部
8	ありびお	多良見町元釜 5-15	44-1316	西部
9	ゆいのはま	飯盛町開 1368-1	48-2677	西部
10	イーハトーブ諫早	小川町 453-1	23-1810	南部
11	ウェルファーハウスさくら	森山町唐比西 1125-3	36-1964	南部
12	ゆたか荘 みらいホーム	長田町 2781-1	23-9680	東部
13	さくら草	小豆崎町 530-1	47-9430	東部
14	小江の里	高来町下与 434	32-2224	東部
15	ひまわり	高来町黒崎 79-3	32-6022	東部
16	あじさい	高来町東平原 192-1	32-3111	東部

	事業所名	所在地	電話番号	圏域
17	ナーシングホーム小長井	小長井町小川原浦 656	34-2007	東部
18	シルバーハウスこながい	小長井町小川原浦 1215-1	34-2510	東部

(5) サービス付き高齢者向け住宅

【問合せ先】各施設まで

高齢者の方が安心して居住できる賃貸の住まいを提供します。

- ①対象者 概ね 60～65 歳以上で、主に要支援・要介護認定を受けた者
※施設により異なります。
- ②料金 施設によって異なるため、施設へ直接お問い合わせください。

「市内のサービス付き高齢者向け住宅」

	事業所名	所在地	電話番号	圏域
1	あんしんハウス諫早	福田町 32-2	24-0008	中央部
2	ウェルケア天満	天満町 6-1	47-9612	中央部
3	春の小路	西小路町 691-8	47-8539	中央部
4	ライフステージ「日の出の杜」	城見町 44-32	22-9000	中央部
5	ケアホーム栄田	栄田町 25-24	25-5880	北部
6	真和レジデンス	本野町 2-1	25-6335	北部
7	彩絆	真崎町 877-1	23-2722	北部
8	あじさい	飯盛町後田 1644-1	48-2811	西部
9	西諫早	貝津町 2884-1	25-1150	西部
10	きぼうの森	小川町 331	47-8951	南部
11	ケアホームイーハトーブ諫早	小川町 595-35	21-1810	南部
12	慶月	栗面町 810-2	21-1177	南部
13	森の駅	森山町杉谷 2902-1	36-1124	南部
14	いろり	小長井町小川原浦 1136	34-2941	東部

4. 敬老事業

(1) 敬老金等支給事業

【問合せ先】地域福祉課 Tel22-1500

高齢者の長寿を祝福し、敬老金・長寿祝金を支給します。

種 別	対 象 者	支 給 額
敬 老 金	9月1日現在で満88歳の人	10,000 円
長 寿 祝 金	年度内に100歳に達した人	50,000 円

※ 88歳の方は敬老金の支給日に、100歳の方は誕生日以降に支給します。

5. 生きがいづくり支援

(1) シルバー人材センター

公益社団法人諫早市シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき設立された公益法人であり、地域社会との連携・協力により、高年齢者に就業機会を提供し、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高年齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と、活性化に貢献している組織です。

名 称	所在地	電話番号	FAX
シルバー人材センター	新道町 948（諫早市社会福祉会館内）	24-5183	22-5198

(2) 老人クラブ

地域の高齢者が自主的に組織する老人クラブの社会参加活動と、生きがいを高めるための活動を支援します。

- ①対象団体 諫早市老人クラブ連合会及び同連合会加盟の単位老人クラブ
- ②助成内容
 - ア) クラブの活動費、運営費
 - イ) ひとり暮らし老人への友愛訪問活動、環境美化、郷土芸能及び伝統技術等の伝承活動など
 - ※ 老人クラブの加入等のお尋ねは、直接、諫早市老人クラブ連合会事務局にお願いします。
- ③事務局 諫早市老人クラブ連合会事務局
諫早市新道町 948 諫早市社会福祉会館内
電話 24-6100

(3) 諫早市シニア（高齢者）美術手工芸作品展 【問合せ先】諫早市社会福祉協議会 TEL24-5100

高齢者が自ら創作した美術・手工芸作品を一般に展示し、高齢者の生きがいと一般市民の敬老精神の高揚を図ることを目的として諫早市社会福祉協議会が主催する諫早市シニア（高齢者）美術手工芸作品展に対して助成します。

(4) いさはやシニアおでかけ支援事業

【問合せ先】地域福祉課 Tel22-1500

75 歳以上になる方を対象に、外出機会を増やし社会参加や健康増進を促すことを目的に、交通費の助成を行います。

助成対象 75 歳以上（当該年度に 75 歳になる方を含む）
 助成内容 5,000 円分の紙の利用券か I C カード（年に 1 回分）

種別	区分	金額
タクシー等利用券	紙	100 円綴りのチケット 50 枚分
nimoca	I C カード	4,500 円分の電子マネー +デポジット料 500 円

※種別により利用できる交通機関が異なります。

※「nimoca」選択者については、2 年目以降は nimoca ポイント（1 ポイント＝1 円）を
 所有する「nimoca」カードに付与します。

6. 予防接種

病気の発生、まん延を予防し、市民一人ひとりの健康を守るために、各種予防接種を実施します。

(1) 定期予防接種

【問合せ先】健康推進課 TEL22-1500

予防接種の種類	対象疾病	接種対象、回数等	備 考
高齢者 インフルエンザ	・ 季節性インフルエンザ	○65歳以上(65歳の誕生日の前日から対象)1回接種 ○60歳～65歳未満で次の障害名により障害手帳1級の者 1回接種 【心臓、腎臓、呼吸器機能障害、ヒト免疫不全ウイルス による機能障害】	・ 窓口負担1,500円 (生活保護受給者を除く)
高齢者 肺炎球菌 (注)	・ 肺炎球菌感染症 (気管支炎、肺炎、 敗血症)	○65歳のみ(誕生日の前日から対象) 1回接種 ○60歳～65歳未満で次の障害名により障害手帳1級の者 1回接種 【心臓、腎臓、呼吸器機能障害、ヒト免疫不全ウイルス による機能障害】	・ 窓口負担4,000円 (生活保護受給者を除く)

※ 高齢者肺炎球菌の予防接種は65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日、高齢者インフルエンザの予防接種は、10月から翌年2月末日まで個別接種指定医療機関で接種できます。

※ ワクチン準備のため個別接種指定医療機関に予約が必要です。

注) 過去に、23価肺炎球菌莢膜多糖体ワクチンを接種した方は、定期予防接種として受けることはできませんのでご注意ください。

7. その他

(1) 健康づくり（はり・きゅう施術）事業

【問合せ先】健康推進課 TEL22-1500

はり・灸施術費の一部を助成します。

- | | |
|--------|---|
| ①対象者 | 65歳以上で国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者でない人 |
| ②対象施術 | 市が指定したはり師・きゅう師による施術 |
| ③助成額 | 1回につき利用料の半額（500円以内）を月4回まで |
| ④必要な書類 | 申請書、健康保険証、振込口座確認のための通帳
（加入保険者に変更がない場合、2回目以降は申請書のみ） |

(2) 日常生活自立支援事業

【問合せ先】福祉あんしんセンター諫早
（諫早市社会福祉協議会）TEL24-5100

判断能力が不十分なために適切なサービスを受けることが困難である方が、地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、利用料の支払いなどを支援する事業です。

■ 利用できる方（次のいずれにも該当する方）

- ・認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分なために、福祉サービスの利用や日常的金銭管理が適切にできない方
- ・本事業の契約内容について判断できる能力を有していると認められる方

■ 援助の内容

①福祉サービスの利用援助	・福祉サービスについての説明や助言 ・福祉サービスの利用・終了手続きの援助 ・福祉サービス利用の支払援助 ・福祉サービスに関する苦情解決制度を利用する手続きの援助
②日常的な金銭管理サービス	・預金の払い出し、預け入れ ・家賃、公共料金、医療費、税金などの支払い ・年金、手当などの受領
③生活改善のための情報提供、助言、手続きの援助	・各種制度の情報提供及び手続き支援
④書類等の預かりサービス	・定期預金通帳、銀行印、実印 ・契約書類、不動産権利証など ※ただし、宝石、骨董品等は預かることはできません。

※ただし、②～④のみでの利用はできません。

■ 利用料

福祉サービスなどについての相談	無料
利用者に代わって行う、お金の出し入れや支払い、役所の手続き、福祉サービスの利用のための手続きなど	1回 1,200円
書類等の保管	実費

※ただし、生活保護をうけている方は、個人負担がありません。

(3) 成年後見申立相談援助事業

【問合せ先】諫早市社会福祉協議会 TEL24-5100

認知症の方、知的障害や精神障害のある方など判断能力の不十分な方々は、財産管理や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪質商法などの被害にあうおそれがあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し支援するのが成年後見制度です。

諫早市社会福祉協議会では、成年後見制度の仕組みや制度の利用手続きなどに関する相談に応じます。

■ 法定後見制度利用までの流れ

①申立人を決める

申立人	本人、配偶者、四親等以内の親族
-----	-----------------

②申立てをする

必要書類	申立書、申立事情説明書、親族関係図、診断書（成年後見用）、財産目録、財産を証明する書類、戸籍謄本、登記されていないことの証明書 等
------	---

③家庭裁判所での審理

審理	家庭裁判所の担当者が本人・申立人と面接等の調査を行う。 また、必要時には、判断能力の鑑定（医師による診断）を実施する。
----	--

④成年後見人等が選任される

成年後見人等の確定	本人・申立人に審判書が郵送され、それを受け取ってから2週間後に成年後見人等が確定
-----------	--

(4) 要援護者登録制度

【問合せ先】地域福祉課 TEL22-1500

■ 要援護者とは

生活の基盤が自宅にある人のうち、以下のいずれかの要件に該当する人であって、災害時に災害情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難で、第三者の支援を要する人

要援護者	■ ひとり暮らしの高齢者 ■ 高齢者のみの世帯の高齢者 ■ 昼間高齢者のみの世帯の高齢者 ■ 身体に障害のある人（身体障害者手帳 1・2・3 級） ■ 知的障害のある人（療育手帳 A1・A2） ■ 精神障害のある人（精神障害者保健福祉手帳 1・2 級） ■ 介護保険の要支援及び要介護認定者 ■ その他、災害時に災害情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難で、第三者の支援を必要とする人
------	---

■ 要援護者登録制度

要援護者が緊急時などに地域の中で必要な支援が受けられるようにするため、要援護者からの申請によって、要援護者台帳を整備するための制度です。

台帳には要援護者の住所、氏名、生年月日、連絡先、家族構成、そのほか支援に必要な情報など、個人情報記載され、その情報は、市の関係部署や消防署、地域の民生委員・児童委員や自治会などに提供し、日頃の見守りや災害時の支援体制を整えるために活用します。このため、申請に際しては、登録情報を外部提供することについての同意が必要となります。

また、登録に際しては、見守りネットワーク協力員（隣近所で支援していただける人）を原則として自ら見つけていただき登録を行います。見守りネットワーク協力員を見つけられなくても申請できます。

○申込先 民生委員・児童委員又は地域福祉課、障害福祉課

■見守りネットワーク協力員

要援護者に対する平常時からの見守りや、災害が発生しそうな場合や発生した場合に、災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難したりする等の支援に心がけていただく人です。避難支援は、可能な範囲で支援を行っていただくもので、責任を伴うものではありません。

II. 介護保険

40 歳以上のすべての国民が被保険者として加入し、万一の際に安心して介護を受けることができるよう、平成 12 年度に創設された社会保障制度です。

1. 介護保険制度

(1) 介護保険加入の資格

【問合せ先】介護保険課 TEL22-1500

次のいずれかに該当する人は、介護保険に加入することになります。

① 市内に住所を有する 65 歳以上の人（第一号被保険者）	② 市内に住所を有し医療保険に加入している 40 歳～65 歳未満の人（第二号被保険者）
65 歳に達した人全員に被保険者証を郵送いたします。	介護給付が必要になった場合などに被保険者証を郵送いたします。

(2) 介護保険加入手続き（諫早市に転入したとき）【問合せ先】介護保険課 TEL22-1500

要介護認定等を受けているか否かで異なります。

要介護認定を受けていない人	要介護認定を受けている人
特に手続きは必要ありません。（第一号被保険者には、後日、被保険者証を郵送いたします。）	転入後 14 日以内に介護保険課にて要介護認定引き継ぎの手続きを行って下さい。

(3) 介護保険喪失の手続き

【問合せ先】介護保険課 TEL22-1500

転出する場合又は死亡された場合は被保険者証の返還など所定の手続きが必要です。

① 諫早市から転出するとき

区 分	要介護認定を受けていない人	要介護認定を受けている人
第一号被保険者	転出の手続きの際に被保険者証を返還してください。	転出の手続きの際に被保険者証を返還し、転出後 14 日以内に転出先市町村の介護保険担当窓口にて要介護認定引き継ぎの手続きを行って下さい。
第二号被保険者	被保険者証をお持ちの人は返還してください。お持ちでない人は特に手続きは必要ありません。	

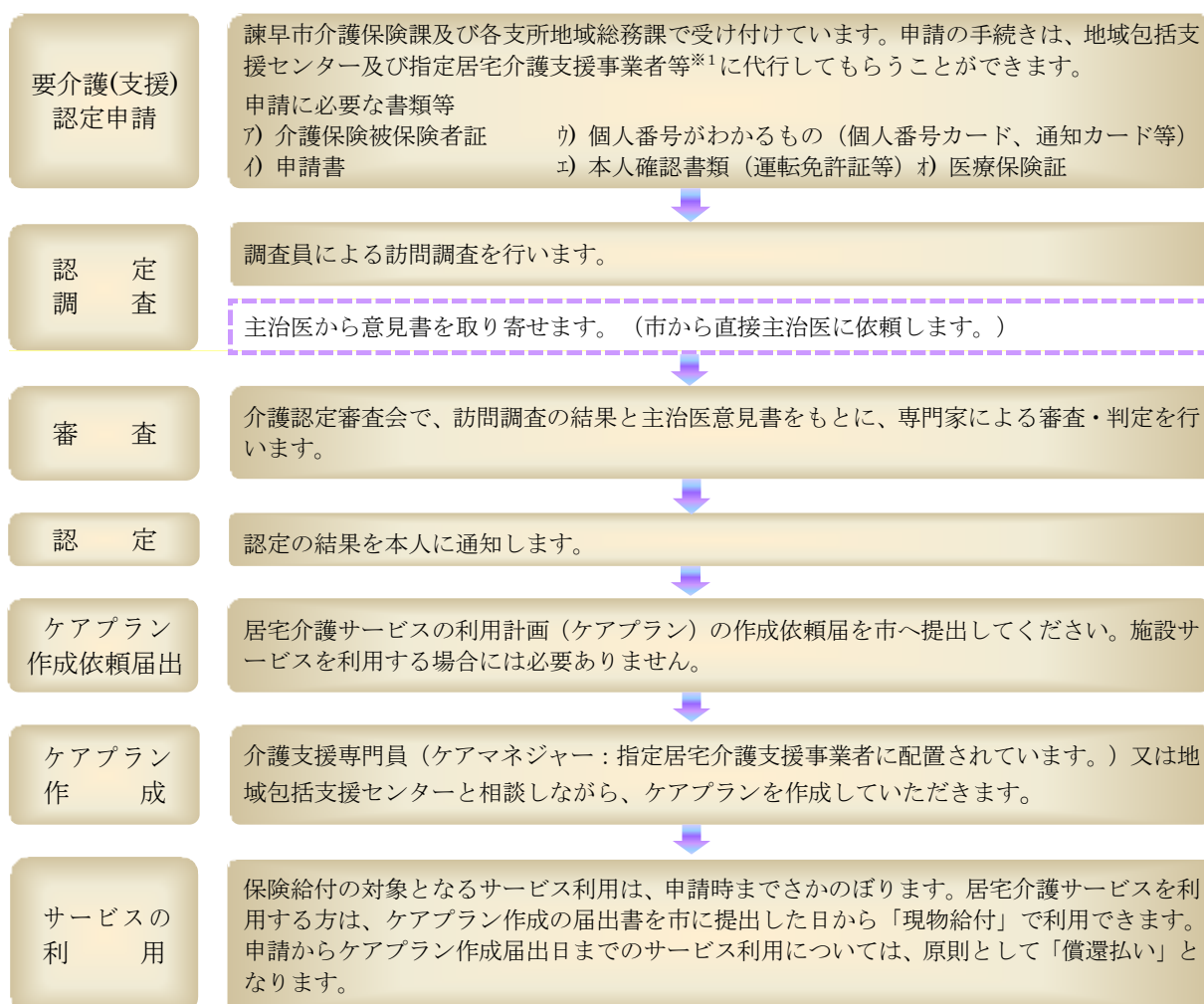
② 被保険者が死亡したとき

区 分	要介護認定を受けていない人	要介護認定を受けている人
第一号被保険者	死亡届の手続きの際に被保険者証を返還してください。	死亡届の手続きの際に被保険者証を返還してください。
第二号被保険者	被保険者証をお持ちであった場合は返還してください。お持ちでない場合は特に手続きは必要ありません。	

(4) 介護保険サービス利用について

【問合せ先】介護保険課 Tel.22-1500
各支所地域総務課
各地域包括支援センター
各指定居宅介護支援事業者

介護保険のサービスを利用するためには、要介護（支援）認定が必要です。要介護（支援）認定申請からサービス利用までの流れは以下の通りです。



※「申請書」は、市介護保険課、各支所地域総務課、地域包括支援センター及び各指定居宅介護支援事業者に備え付けてあります。

※ 認定の結果には「有効期間」が設定され、有効期間の終了日の2か月前から「更新」の申請ができます。

※ 有効期間中に介護度の区分が変わるほどの状態の変化が見られる場合には、区分変更の申請ができます。

※1 指定居宅介護支援事業者

	事業所の名称	所在地	電話番号	圏域
1	諫早医師会居宅介護支援事業所「たんぼぼ」	泉町 23-3	27-0704	中央部
2	諫早記念病院 介護サービス「ひまわり」	天満 2-21	46-8288	中央部
3	居宅介護支援事業所 ひばり	船越町 612-3	22-2200	中央部
4	ケアガーデン オアシス	福田町 2-22	35-5180	中央部
5	ケアプランセンター さいわい	幸町 64-20	22-7890	中央部
6	ケアプランセンター しろみ	城見町 43-1	21-6263	中央部
7	リハビリ ケアプランセンター あいのわ	幸町 52-7	47-6869	中央部
8	（福）福翠会 ケアプランセンター福田	福田町 3350	21-2101	中央部
9	ケアプランセンター陽和	福田町 2725-4	24-3776	中央部
10	（福）龍美会 指定居宅介護支援事業所	福田町 2366-1	23-3021	中央部
11	居宅介護支援事業所 楓	本明町 447-5	46-3552	中央部

	事業所の名称	所在地	電話番号	圏域
12	ケアマネジメントセンター利楽いさはや	馬渡町 7-6	46-3834	北部
13	居宅介護支援事業所 しあわせ	堂崎町 15-14	26-2993	北部
14	ケアプランセンター 椿寿荘	栄田町 582-9	28-9103	北部
15	長崎県看護協会 ケアプランセンター諫早	永昌町 23-6	28-9200	北部
16	ケアプランセンタースリーサポート	真崎町 1738-1	26-2994	北部
17	寿光会ケアプランセンター	白岩町 2-7	46-5761	北部
18	飯盛町在宅介護支援センター 特養いいもり	飯盛町開 48	48-2270	西部
19	エコソール 居宅介護支援事業所	多良見町元釜 5-15	44-1652	西部
20	ケアプランセンター じゅげむ	多良見町市布 1272-3	43-3534	西部
21	慈恵病院 ケアマネジメントセンター	多良見町化屋 995 別館 2 階	28-5533	西部
22	(福) 真津山福祉会 高望荘ケアプランセンター	貝津町 2661-1	25-5670	西部
23	たらみ・いいもり ケアマネジメントセンター	多良見町木床 1558	28-5335	西部
24	にしいさはや ケアプラン・センター	貝津町 3015	20-9133	西部
25	プランナース みなみ	多良見町中里 1738-1	43-8209	西部
26	宮崎病院 指定ケアマネジメントセンター	久山台 1575-1	25-7755	西部
27	ケアプランセンター開	飯盛町開 1368-1	48-2679	西部
28	ニチイケアセンター諫早	鷺崎町 361-1	35-8090	南部
29	姉川病院 ケアプランセンター	小野島町 2378-2	24-3180	南部
30	唐比病院 指定居宅介護支援事業所	森山町唐比西 1165	36-0011	南部
31	居宅介護支援事業所 恵仁荘	有喜町 648	28-3267	南部
32	居宅介護支援事業所 富士山	長野町 1413-3	35-4848	南部
33	居宅介護支援事業所 森の里	森山町杉谷 2899-2	36-3434	南部
34	ケア・ステーション オリーブ	土師野尾町 1833-1	47-6007	南部
35	ケアプラン イーハトーブ	小川町 595-35	21-1810	南部
36	ケアプランセンター 平和	平山町 836-1	36-5790	南部
37	秀峰荘 ケアプランセンター	森山町唐比西 124-5	36-1777	南部
38	(医) 尚整会菅整形	小野町 332	23-2388	南部
39	居宅介護支援事業所 清和	長田町 2826-1	23-9680	東部
40	居宅介護支援センター クローバー	長田町 2547	24-8011	東部
41	ケアプランセンター 小江の里	高来町下与 433	32-2224	東部
42	ケアプランセンター ほたる	高来町黒崎 79-3	32-6022	東部
43	指定居宅介護支援事業所ライフ	高来町船津 519	32-5450	東部
44	(医) 二輝会佐藤病院	小長井町井崎 98	34-2062	東部
45	リハビリケアプランセンター高来	高来町峰 468-80	51-6342	東部
46	善友会 居宅介護支援事業	小長井町小川原浦 656	34-3730	東部
47	(医) 古川医院	高天町 2612-1	24-8300	東部
48	ふれあい ケアプランセンター	高来町黒崎 313-1	27-7188	東部
49	居宅介護支援センター 聖フランシスコ	高来町神津倉 54-3	32-2149	東部

(注) 令和 6 年 4 月 1 日までの指定状況による。

2. 介護保険の給付

(1) 介護保険の給付種別と金額

【問合せ先】介護保険課 TEL22-1500

保険給付は、**介護給付**^{※1}と**予防給付**^{※2}の2種類があり、それぞれでさらにいくつかの保険給付に細分されます。基本的にサービスを利用することによる「**現物給付**^{※3}」として給付を受けることになります。「現物給付」の場合には、**費用の1～3割**^{※4}でサービスを利用することができます。

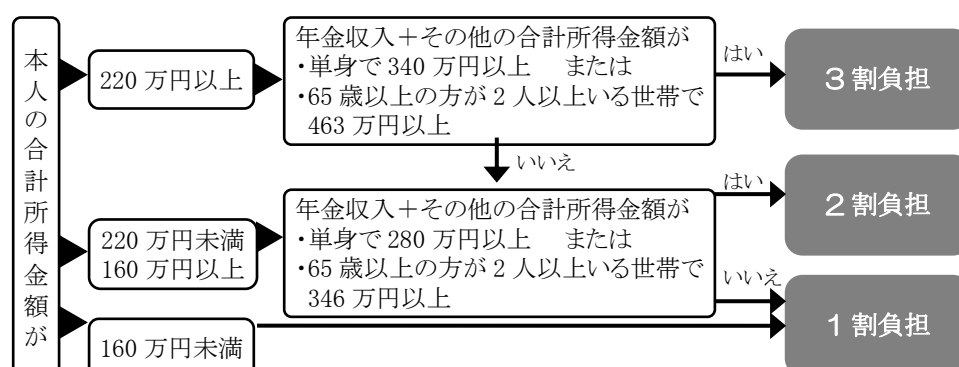
また、居宅介護サービスを利用する際の留意点として、①あらかじめ「ケアプラン」を作成していただくことが必要であること ②1か月間に利用できる保険からの給付額に**上限**^{※5}があること一などがあります。ケアプランの作成については、給付額の管理が非常に複雑となり専門的な知識が必要となりますので、指定居宅介護支援事業所に依頼することをお勧めいたします。

介護給付^{※1} 要介護者（要介護認定において「要介護 1」～「要介護 5」の認定を受けた人）に対する給付をいいます。

予防給付^{※2} 要支援者（要介護認定において「要支援 1」・「要支援 2」の認定を受けた人）に対する給付をいいます。

現物給付^{※3} 「サービスを利用する」ことで保険から給付を受けることをいいます。これに対し、保険から金銭で給付を受けることを「現金給付」といいます。なお、一旦全額を利用者が負担し、後で 9～7 割分を保険者に請求し支払を受けることを「償還払い」といいます。

費用の1～3割^{※4}



※第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）は1割負担

1か月あたりの
在宅サービスの
支給限度額^{※5}

要介護 状態区分	支給限度額 (1か月あたり)	自己負担額 (1割の場合)
要支援 1	50,320 円	5,032 円
要支援 2	105,310 円	10,531 円
要介護 1	167,650 円	16,765 円
要介護 2	197,050 円	19,705 円
要介護 3	270,480 円	27,048 円
要介護 4	309,380 円	30,938 円
要介護 5	362,170 円	36,217 円

■ 軽減措置

- ① 原爆被爆者手帳をお持ちの方は、サービス利用の際の利用者負担の軽減措置があります。対象サービス等についてのお問い合わせは、地域福祉課まで。
- ② 低所得者で特に生計が困難な人が、社会福祉法人が提供する所定の介護サービスを利用する場合、1割の自己負担が原則 7.5%に軽減されることがあります。

(2) 居宅サービス

【問合せ先】介護保険課 TEL22-1500

要介護認定において「要支援 1・2」又は「要介護」と認定された方に対して、次のような居宅介護サービスが給付の対象となっています。原則として「現物給付」となります。

サービスの種類	内 容
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが家庭を訪問して、介護や家事などの身の回りの世話をを行います。
(介護予防)訪問看護	看護師などが家庭を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。
(介護予防)訪問入浴介護	入浴車などで家庭を訪問し、入浴の介護を行います。
(介護予防)訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問し、必要な機能訓練(リハビリテーション)を行います。
通所介護(デイサービス)	デイサービスセンターなどにおいて、入浴・食事の提供などの日常生活上の世話、機能訓練などを日帰りで受けられます。
(介護予防)通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や医療機関などで、入浴・食事の提供などの日常生活上の世話、機能訓練などを日帰りで受けられます。
(介護予防)短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に短期間入所し、日常生活上の世話や機能訓練などが受けられます。
(介護予防)短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	介護老人保健施設・介護医療院・介護療養型医療施設に短期間入所し、医学的な管理のもとで看護や機能訓練、日常生活上の世話などが受けられます。
(介護予防)福祉用具貸与(レンタル)	歩行器などの福祉用具(13品目)の貸出をします(要介護状態区分によって要件あり)。
(介護予防)居宅療養管理指導	医師や歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
(介護予防)特定施設入居者生活介護	軽費老人ホーム(ケアハウス)などでも介護サービスを受けられます。

※ 市内事業所(「居宅療養管理指導」、「訪問看護」及び「訪問リハビリテーション」を除く。)については、介護保険指定サービス事業者一覧(105ページ〜)を参照ください。

(3) 施設サービス

【問合せ先】介護保険課 TEL22-1500

要介護認定において「要介護」と認定された方に対して、次の4種類の施設において提供される介護サービスが給付の対象となっています。原則として「現物給付」となります。

対象者 要介護認定において「要介護」の認定を受けている方(「要支援」は除きます。)

「対象となる施設」

サービスの種類	内 容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護を必要とし、在宅において療養が困難な方が入所し、食事、入浴、排せつなどの介護サービスや機能訓練が受けられます。
介護老人保健施設 (老人保健施設)	病状が安定した方が入所し、在宅復帰、自立を目指した介護サービスや機能訓練が受けられます。
介護医療院	長期にわたる療養が必要な方が入所し、医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。

※ 市内事業所(「居宅療養管理指導」を除く。)については、介護保険指定サービス事業者一覧(105ページ〜)を参照ください。

(4) 地域密着型サービス

【問合せ先】介護保険課 Tel22-1500

高齢者が住みなれた地域での生活を継続するためには、身近な地域ごとにサービスの拠点をづくり、支援していく必要があります。そこで、「要支援」、「要介護」と認定された方に対して地域の実情に合わせて市町村が整備する、「地域密着型サービス」が導入され、以下のようなサービスが行われます。

原則として他の市町村のサービスは利用できません。

サービスの種類	内 容
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせて多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。
※夜間対応型訪問介護	24 時間安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護サービスです。
地域密着型通所介護	利用定員が 18 人以下の小規模な通所介護です。
(介護予防)認知症対応型通所介護	認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。
(介護予防)認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同生活する住宅です。(要支援 1 の人は利用できません。)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が 30 人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所する人のための介護サービスです。
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員が 30 人未満の小規模な介護専用型特定施設に入居した人のための介護サービスです。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期的な巡回または随時通報による 24 時間対応の訪問介護と訪問看護を組み合わせた介護サービスです。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせた介護サービスです。

※ 諫早市においては実施いたしません。(令和 6～令和 8 年度)

(5) 居宅介護サービス計画費

【問合せ先】介護保険課 Tel22-1500

居宅介護サービス計画（ケアプラン）を介護支援専門員に作成してもらうことができます。原則として「現物給付」となります。保険から 10 割の給付がありますので自己負担はありません。

- ①対象者 「要介護」又は「要支援」の認定を受けた方のうち、居宅介護サービスを利用するためのケアプランを指定居宅介護支援事業者、指定居宅介護予防支援事業所、地域包括支援センターのケアマネジャーに作成してもらった方

(6) 福祉用具購入費

【問合せ先】介護保険課

Tel.22-1500

対象となる福祉用具を指定された事業者から購入した場合、購入した額の **9～7 割** 相当を給付いたします。福祉用具の購入は、費用の全額を事業者に支払い、申請することにより **9～7 割** の給付を受ける「償還払い」が原則となっていますが、被保険者が **1～3 割** を事業者に支払い、残りの **9～7 割** を市が直接事業者を支払う「受領委任払い」による給付も実施しています。（受領委任払いは購入前の申請が必要です。）

なお、支給額は、同年度（4月1日から翌年3月31日）において10万円が上限です。

①対象者	要介護認定において「要支援」又は「要介護」の認定を受けている方
②支給要件	被保険者が在宅介護であること。（入所、入院中は支給の申請はできません。）
③必要書類等	【償還払いの場合】 ア) 介護保険被保険者証 イ) 支給申請書 ウ) 領収証 エ) 当該福祉用具のパンフレット等 概要が分かるもの オ) 福祉用具サービス計画書の写し カ) 被保険者本人の口座番号 （イ）に記載） キ) 個人番号がわかるもの （個人番号カード、通知カード等） ク) 本人確認書類（運転免許証等） ケ) その他（市が必要とするもの） 【受領委任払いの場合】 ※事前に提出いただくもの ア) 介護保険被保険者証 イ) 支給申請書 ウ) 委任状（介護保険福祉用具購入費 受領委任払い用） エ) 見積書 オ) 当該福祉用具のパンフレット等 概要が分かるもの カ) 福祉用具サービス計画書の写し キ) 個人番号がわかるもの （個人番号カード、通知カード等） ク) 本人確認書類（運転免許証等） ※事後に提出いただくもの ア) 納品書 イ) 利用者負担分に係る領収証 ウ) 確認通知書 （事前申請後、利用者に送付） エ) その他（市が必要とするもの）

「福祉用具購入費等の支給対象品目（特定福祉用具）」

種 目	内 容
腰掛便座	次のいずれかに該当するものに限る。 1 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの 2 洋式便器の上に置いて高さを補うもの 3 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有するもの 4 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。設置に要する費用は給付の対象外）
自動排泄処理装置の交換可能部品	自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等またはその介護を行う者が容易に交換できるもの（専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除く。）
入浴補助用具	座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。 1 入浴用椅子 2 浴槽用手すり 3 浴槽内椅子 4 入浴台（浴槽の縁にかけて、浴槽への出入りを容易にできるもの） 5 浴室内すのこ 6 浴槽内すのこ 7 入浴用介助ベルト
簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの
移動用リフトのつり具の部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの
排泄予測支援機器	利用者が常時装着した上で膀胱内の尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、介護を行う者等に自動で通知するもの （専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除く。）

※令和6年4月から下記福祉用具貸与品目は選択制で購入することもできます。

1 固定用スロープ 2 歩行器（歩行車を除く） 3 単点杖（松葉杖を除く） 4 多点杖

※ 県指定業者以外で購入された場合は保険給付の対象となりません。

(7) 住宅改修費

【問合せ先】介護保険課 Tel22-1500

対象となる住宅改修を行った場合、要した費用の **9～7 割**相当を給付いたします。なお、事前申請制度のため、着工前に所定の書類を提出していただき、承認後、着工となります。住宅改修費は、費用の全額を事業者支払い、申請することにより **9～7 割**の給付を受ける「償還払い」が原則となっていますが、被保険者が **1～3 割**を事業者支払い、残りの **9～7 割**を市が直接事業者を支払う「受領委任払い」による給付も実施しています。（受領委任払いは事前申請時の申請が必要です。）

なお、支給額は、20 万円が上限です。

- | | |
|---|--|
| <p>①対象者 要介護認定において「要支援」又は「要介護」の認定を受けている方</p> <p>②支給要件 被保険者が在宅介護であること。（入所、入院中は支給の申請はできません。）</p> <p>③必要書類等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">【償還払いの場合】</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">事前申請（改修前）</div> <ul style="list-style-type: none"> ア) 介護保険被保険者証 イ) 支給申請書 ウ) 被保険者本人の口座番号
（イ）に記載） エ) 個人番号がわかるもの
（個人番号カード、通知カード等） オ) 本人確認書類 カ) 理由書（住宅改修が必要な理由について、介護支援専門員が記載したもの） キ) 住宅所有者の承諾書 ク) 工事費内訳書 ケ) 見取図
（改修する家屋の平面図で可） コ) 住宅改修が必要な理由書 サ) 見積書 シ) 図面 ス) 改修前の写真 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">改修後に提出する物</div> <ul style="list-style-type: none"> ア) 確認通知書（提示） イ) 領収書 ウ) 改修前後の写真 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">【受領委任払いの場合】</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">事前申請（改修前）</div> <ul style="list-style-type: none"> ア) 介護保険被保険者証 イ) 支給申請書 ウ) 個人番号がわかるもの
（個人番号カード、通知カード等） エ) 本人確認書類 オ) 理由書（住宅改修が必要な理由について、介護支援専門員が記載したもの） カ) 住宅所有者の承諾書 キ) 工事費内訳書 ケ) 見取図
（改修する家屋の平面図で可） ク) 住宅改修が必要な理由書 コ) 見積書 サ) 図面 シ) 改修前の写真 ス) 委任状（受領委任払い用） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">改修後に提出する物</div> <ul style="list-style-type: none"> ア) 確認通知書（提示） イ) 利用者負担分の領収書 ウ) 改修前後の写真 |
| <p>④対象となる住宅改修の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え、便器の位置・向き調整 (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 | |

(8) 高額介護サービス費

【問合せ先】介護保険課 TEL22-1500

下記のような一定額を超える高額の自己負担分を支払った場合、申請により、その超えた分を介護保険から給付いたします。

「利用者負担上限額」

利用者負担段階区分	個人の負担額の上限（月額）
課税所得約 690 万円（年収約 1,160 万円）以上	140,100 円
課税所得約 380 万円（年収約 770 万円）以上 ～課税所得約 690 万円（同約 1,160 万円）未満	93,000 円
課税所得約 145 万円（年収約 383 万円）以上 ～課税所得約 380 万円（同約 770 万円）未満	44,400 円
市民税課税世帯の人	44,400 円
市町村民税世帯非課税等で、合計所得金額及び課税年金収入額の合計が 80 万円を超える人等	24,600 円
市町村民税世帯非課税等で、合計所得金額及び課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人、生活保護受給者等	15,000 円

※課税所得とは、各種所得（収入金額から必要経費を引いた額）から地方税法上の各種所得控除等を引いた額

(9) 高額医療・高額介護合算制度

【問合せ先】介護保険課 TEL22-1500

介護保険サービスを利用したときの自己負担額と医療費の自己負担額が高額になったときは、月額で限度額が設けられています。更に、それらを合算して年額で限度額を設ける制度が創設され平成 20 年 4 月から適用となります。限度額を超えた分は、申請により認められると後から支給されます。

8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までの 1 年間にかかった自己負担額が合算の対象となります。介護保険と医療保険の両方に自己負担額がある世帯が対象となります。70 歳以上の人はすべての自己負担額を合算の対象にできますが、70 歳未満の人の医療費は 1 か月 21,000 円以上の自己負担額のみが合算の対象となります。また、所得や年齢に応じて限度額が決まります。

計算期間（令和 5 年 8 月～令和 6 年 7 月）

所得 （基礎控除後の総所得金額）	70 歳未満の人	所得区分	70～74 歳の人	後期高齢者 医療制度で 医療を受ける人
901 万円超	212 万円	現役並み所得者Ⅲ	212 万円	212 万円
600 万円超 901 万円以下	141 万円	現役並み所得者Ⅱ	141 万円	141 万円
210 万円超 600 万円以下	67 万円	現役並み所得者Ⅰ	67 万円	67 万円
210 万円以下	60 万円	一 般	56 万円	56 万円
住民税世帯非課税	34 万円	低所得者Ⅱ	31 万円	31 万円
		低所得者Ⅰ※	19 万円	19 万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

(10) 居住費、食費の自己負担額

【問合せ先】介護保険課 Tel22-1500

介護保険施設における居住費及び食費は、保険給付の対象外となり、自己負担額は次のようになります。

「介護保険施設の居住費・食費の標準負担額」令和6年7月末まで 【単位：円】（日額）

対象者		預貯金	区分	居住費				食費	
				ユニット型 個室の場合	ユニット型 個室的多床 室の場合	従来型個室 の場合	多床室 の場合	ショート ステイ	左記 以外
生活保護受給者		1,000万円 以下	利用者負担 第1段階	820	490	①320 ②490	0	300	300
世帯全員が 市民税非課税者	老齢福祉年金受給者								
	年金収入額と合計 所得金額の合計が 80万円以下の方	650万円以下	利用者負担 第2段階	820	490	①420 ②490	370	600	390
	年金収入額と合計 所得金額の合計が 80万円超 120万 円以下の方	550万円以下	利用者負担 第3段階(1)	1,310	1,310	①820 ②1,310	370	1,000	650
	年金収入額と合計 所得金額が 120万 円超の方	500万円以下	利用者負担 第3段階(2)					1,300	1,360
上記以外の方			利用者負担 第4段階	2,006	1,668	①1,171 ②1,668	①855 ②377	1,445	1,445

※ ①は特別養護老人ホーム、短期入所生活の場合
②は老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護の場合



「介護保険施設の居住費・食費の標準負担額」令和6年8月から 【単位：円】（日額）

対象者		預貯金	区分	居住費				食費	
				ユニット型 個室の場合	ユニット型 個室的多床 室の場合	従来型個室 の場合	多床室 の場合	ショート ステイ	左記 以外
生活保護受給者		1,000万円 以下	利用者負担 第1段階	880	550	①380 ②550	0	300	300
世帯全員が 市民税非課税者	老齢福祉年金受給者								
	年金収入額と合計 所得金額の合計が 80万円以下の方	650万円以下	利用者負担 第2段階	880	550	①480 ②550	430	600	390
	年金収入額と合計 所得金額の合計が 80万円超 120万 円以下の方	550万円以下	利用者負担 第3段階(1)	1,370	1,370	①880 ②1,370	430	1,000	650
	年金収入額と合計 所得金額が 120万 円超の方	500万円以下	利用者負担 第3段階(2)					1,300	1,360
上記以外の方			利用者負担 第4段階	2,066	1,728	①1,231 ②1,728	①915 ②437	1,445	1,445

※ ①は特別養護老人ホーム、短期入所生活の場合
②は老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護の場合

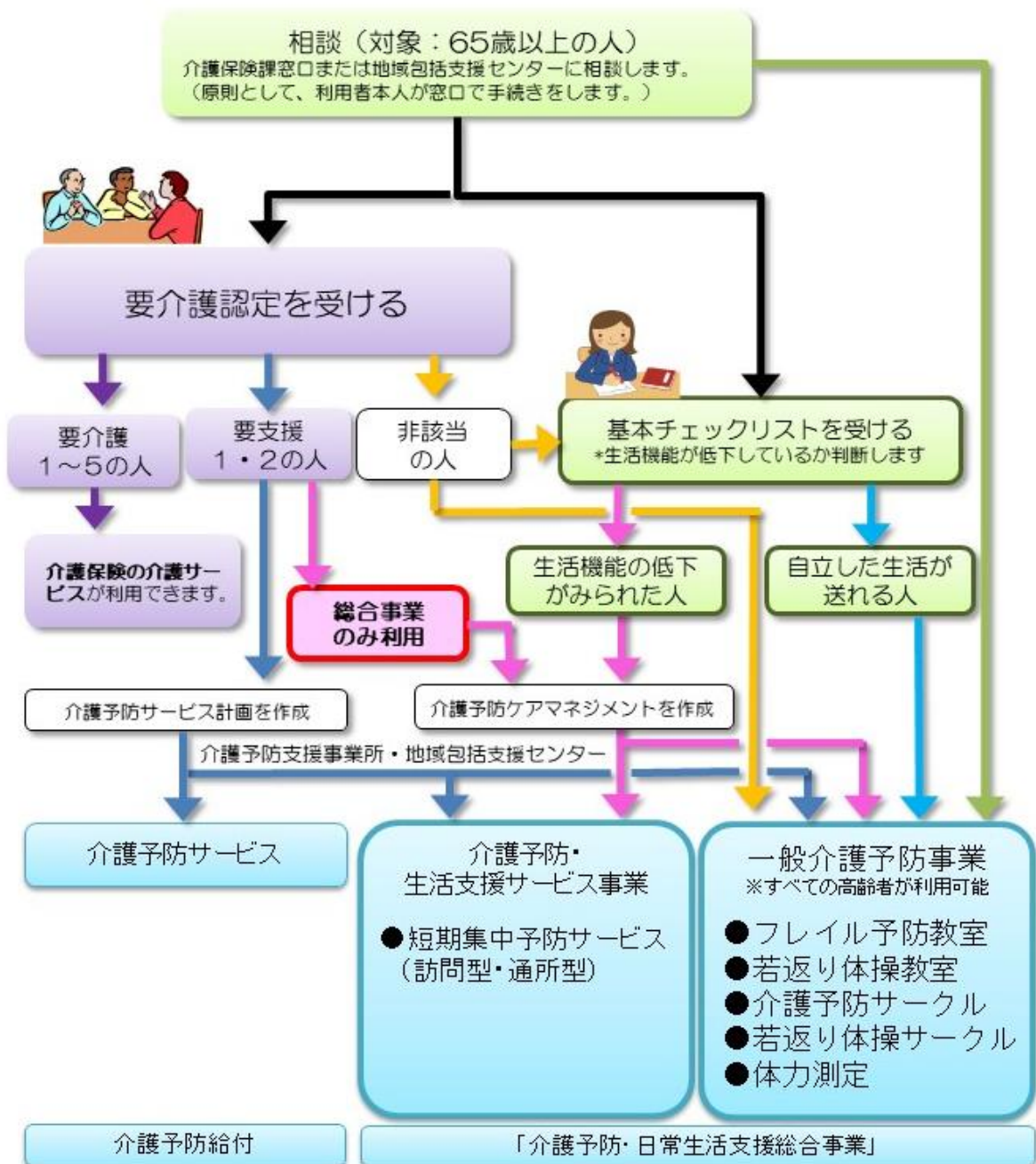
3. 介護保険の地域支援事業

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

【問合せ先】介護保険課 Tel.22-1500
地域包括ケア推進課

介護予防・日常生活支援総合事業とは、諫早市が主体で行う地域支援事業の一つとして、地域の 65 歳以上の方々を対象に、その方の状態に合わせた様々なサービスなどを提供する事業です。

介護予防・日常生活支援総合事業では、要支援に認定された方や生活機能の低下が見られる事業対象者の方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65 歳以上の全ての方が利用できる「一般介護予防事業」を行い、皆さんの介護予防と日常生活の自立を支援します。



* 事業対象者となったあとやサービスを利用した後も、要介護認定を申請することができます。

[介護予防・生活支援サービス事業]

要介護認定で要支援に認定された方及び基本チェックリストなどにより介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者と判定された方が対象となります。「訪問型サービス」と「通所型サービス」などを受けることができます。

■ 訪問型サービス

自分ではできない日常生活上の行為がある場合に、ホームヘルパー等が訪問し、調理や掃除、洗濯等の日常生活上の支援が受けられます。

また、運動器機能の向上、認知機能低下予防、栄養改善、口腔機能向上の短期間の選択サービスも受けることができます。

ア. 訪問サービス

ホームヘルパーが家庭を訪問して行う、介護や家事などの身の回りの世話

イ. 短期集中予防サービス

医療・介護の専門職により提供される支援で、3～6 か月の短期間で行われる居宅での運動機能向上、認知機能低下予防支援、栄養改善、口腔機能向上のプログラム

■ 通所型サービス

通所介護施設で、入浴や排せつ、食事などの日常生活上の支援を日帰りで受けることができます。

また、運動機能の向上、認知機能低下予防といった選択サービスも受けることができます。

ア. 通所サービス

デイサービスセンターなどにおいて、入浴・食事の提供などの日常生活上の世話、機能訓練などを日帰りで行うサービス

イ. 短期集中予防サービス

医療・介護の専門職により提供される支援で、3～6 か月の短期間で行われる運動器機能向上、認知機能低下予防支援のプログラム

■ 介護予防ケアマネジメント

介護予防・生活支援サービス事業の対象者が、介護予防及び生活支援を目的として、その心身の状況、置かれているその他の状況に応じて、対象者本人の選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行うものです。

[一般介護予防事業]

65 歳以上のすべての高齢者を対象として、介護予防のための取組を行っています。

■ 介護予防把握事業

地域住民の方の情報や、市や地域包括支援センターの訪問・相談事業の情報などの活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する方を把握し、介護予防活動へつなげます。

■ 介護予防普及啓発・リーダー育成事業

介護予防教室の実施により介護予防の基本的な知識の普及啓発を行うとともに、教室終了後は高齢者自らが介護予防活動や支援について関心を持ち、継続できるよう支援します。

- ①実施内容 各地域の公民館等で、フレイル予防のための複合型のフレイル予防教室（運動器機能向上、認知機能低下予防支援、栄養改善、口腔機能向上を組み合わせた教室）や若返り体操教室を実施します。

■ 地域介護予防活動支援事業

介護予防に資する活動を行う人材や組織の育成・支援を目的として、運動、頭の体操、栄養改善、口腔機能向上に関する自主的な活動を行うサークルの育成・支援、また、若返り体操サークルの育成・支援を実施します。

- ①実施内容 介護予防に関心を持ち、筋トレ、脳トレ、手ばかり栄養、口（くち）トレに取り組んでいる団体に対し、専門職を年 2～3 回程度派遣し活動を継続できるよう支援します。また、若返り体操に取り組む希望がある団体に対し、新規教室（7 回）を行うとともに、自主的な活動を継続して行えるよう支援します。

■ ふれあいいきいきサロン

【問合せ先】諫早市社会福祉協議会 Tel24-5100

高齢者の介護予防や生きがいがづくりの充実を図るため、地域における住民主体の介護予防活動を支援し、あわせて住民相互の支え合い活動を支援します。

- ①実施内容 ひとり暮らしの高齢者や家に閉じこもりがちで、寂しい思いや不安などといった悩みを持っている方などに、寄り合いの場所（公民館など）を提供し、社会的孤立感の解消や心身機能の維持向上、互いに助け合う精神の高揚を図る活動を支援します。
- ②対象団体 地区（校区）社会福祉協議会が実施主体となり自治会やボランティア、民生委員・児童委員、福祉協力員等でふれあいいきいきサロンを運営している団体
- ③助成内容 活動費（4,000 円/回・週 1 回まで）、ボランティア及び参加者の保険料

■ 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行います。

■ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、介護予防把握事業、介護予防普及啓発・リーダー育成事業、地域介護予防活動支援事業を通じてリハビリテーション担当職員を派遣します。

(2) 地域支援事業（包括的支援事業）

地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、地域における下記の4つの業務を担う中核機関として、地域包括支援センターを設置しています。

名 称	所在地	電話番号	担当圏域
1 中央部地域包括支援センター	宇都町 29-1 (健康福祉センター内)	27-0730	東小路町・高城町・仲沖町・上町・ 栄町・八坂町・本町・東本町・ 旭町・厚生町・幸町・八天町・ 西郷町・新道町・立石町・上野町・ 野中町・船越町・原口町・ 西小路町・宇都町・福田町・泉町・ 金谷町・城見町・天満町・ 日の出町・本明町・目代町
2 北部地域包括支援センター	山川町 2-13 竹下ビル	25-7030	小船越町・中尾町・山川町・ 馬渡町・本野町・富川町・ 湯野尾町・上大渡野町・ 下大渡野町・永昌町・永昌東町・ 栄田町・西栄田町・破籠井町・ 大さこ町・真崎町・堀の内町・ 津水町・白岩町・堂崎町
3 西部地域包括支援センター	多良見町化屋 1800 (たらみ会館内)	43-3330	久山町・久山台・貝津町・ 若葉町・津久葉町・青葉台・ 貝津ヶ丘・飯盛地域・多良見地域
4 南部地域包括支援センター	森山町下井牟田 1238 (森山保健センター内)	35-2887	小ヶ倉町・小川町・鷺崎町・ 川床町・平山町・土師野尾町・ 栗面町・松里町・有喜町・早見町・ 天神町・中通町・鶴田町・赤崎町・ 黒崎町・小野町・小野島町・ 川内町・長野町・宗方町・ 森山地域
5 東部地域包括支援センター	高来町三部巻 528 (高来会館内)	32-6556	小豆崎町・西里町・中田町・ 御手水町・大場町・白木峰町・ 長田町・正久寺町・高天町・ 白浜町・白原町・猿崎町・ 高来地域・小長井地域

■ 総合相談支援業務

高齢者が安心して生活を継続していけるように、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者からの様々な相談を受け、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービス又は制度の利用につなげるなどの支援を行います。

- ①対象者 65 歳以上の高齢者又は家族等
- ②内容
 - ア) 地域におけるネットワーク構築
 - イ) ネットワークなどを通じた高齢者の心身の状況等についての実態把握
 - ロ) 総合相談及び関係機関との連絡調整など

■ 権利擁護業務

家族や地域の住民、民生委員などの支援だけでは十分解決できない、適切なサービスにつながらないなどの困難な状況にある高齢者が尊厳のある生活を維持し、安心して暮らせるように権利擁護のために必要な支援を行います。

- ①対象者 65 歳以上の高齢者又は家族等

- ②内容
- ア) 成年後見制度の活用促進
 - イ) 高齢者虐待・困難事例への対応
 - ウ) 消費者被害の防止

■ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者の生活・身体の状態の変化に応じた適切なケアマネジメントの実施、介護支援専門員の資質の向上などを図るために地域の介護支援専門員を支援するとともに、多職種との連携・協働によるケアの支援を行います。

■ 第一号介護予防支援事業※

介護予防・生活支援サービス事業の対象者が、介護予防及び生活支援を目的として、その心身の状況、置かれているその他の状況に応じて、対象者本人の選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、地域包括支援センターの職員が専門的視点から必要な援助を行います。

※「介護予防ケアマネジメント（P86参照）」の対象者のうち、基本チェックリスト該当者に係る事業

(3) 地域支援事業（任意事業）

【問合せ先】 地域包括ケア推進課 TEL22-1500
 地域福祉課
 介護保険課
 障害福祉課

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の安定化を図るとともに、被保険者及び要介護被保険者を介護している方等に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行います。

■ 認知症サポーター養成講座

認知症についての正しい知識の理解促進のため、公民館、図書館等での講座を開催します。

また、認知症キャラバンメイト（養成研修受講者）が老人会、自治会、サークル、企業等の会合に出向き、認知症の基礎知識をやさしく紹介します。（認知症サポーター：地域での認知症の人や家族の応援者）

- ①対象者 市民団体、サークル等(市内にある企業も可)
- ②内容 講話やキャンペーンビデオの映写など
- ③実施場所 公民館、図書館など

■ 認知症専門相談

認知症に関する様々な相談に応じます。

- ①対象者 認知症やその心配がある高齢者、認知症の家族、介護サービス事業所職員等
- ②日時 毎月第2金曜日 13:30～15:00
- ③内容 認知症の人への対応、医療や介護など
- ④場所 諫早市役所 会議室
- ⑤従事者 認知症専門嘱託医・認知症地域支援推進員・保健師
- ⑥その他 料金無料
要事前予約

※相談日以外でも、認知症地域推進員が対応します。まずは御連絡ください。

■ 認知症高齢者見守り事業

位置情報確認装置（GPS）により、認知機能の低下により行方不明となるおそれのある高齢者を早期に発見し、その居場所を家族に伝え、事故の未然防止を図ります。

- ①対象者 認知機能の低下により行方不明となるおそれのある高齢者を現に介護している家族
- ②利用料 介護保険料率の段階に応じ、次の各費用（税抜き）が必要です。
- 【通常型】
- | | |
|---------|---|
| ア) 加入料金 | 無料～4,500 円/加入時のみ |
| イ) 基本料金 | 無料～ 900 円/月額 |
| ウ) 出動料金 | 無料～7,500 円/1 時間 |
| エ) 検索料金 | オペレーター応答 200 円/1 回
専用アプリ利用 無料 |
| オ) その他 | 交換バッテリー代 2,100 円/1 年半に 1 回
付属品代 2,500 円（初回に限り 2,000 円） |
- 【小 型】
- | | |
|---------|------------------|
| ア) 加入料金 | 無料～5,800 円/加入時のみ |
| イ) 基本料金 | 無料～ 435 円/月額 |

■ オレンジ見守りペンダント等配付事業

認知機能の低下により行方不明となるおそれのある高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、オレンジ見守りペンダント等を配付します。

- ①対象者 本市の介護保険被保険者で、認知機能の低下により行方不明となるおそれのある方
- ②配付セット 緊急時連絡先などを記入した用紙を入れることができる「命のカプセルペンダント」、アイロンプリントラベル（シャツ等にプリント）5 枚、強粘着ラベル（杖など持ち物に貼る）5 枚、反射ステッカー2 枚
- ③利用料 無料

■ オレンジセーフティネット事業

スマートフォンのアプリを活用し、行方不明となった認知症高齢者等を早期発見・保護する仕組み。家族等からアプリを通じて検索依頼を行うと、あらかじめ「おかえり協力隊」（検索協力者）として登録している人に情報が共有され、検索が開始されます。

- ①検索対象者 市内に住所を有する高齢者等で、認知機能の低下（若年性を含む）により行方不明となるおそれのある方
- ② お帰り協力隊（検索協力者） 事業所、その他の団体又は個人
- ③利用料 無料
- ④利用方法 市への登録とアプリのダウンロードが必要です。

■ いさはやオレンジ手帳

認知症になったときより良いケアを受けられるよう、元気なときから必要な情報をまとめることができる手帳を配布します。また、手帳に記入することで認知症への正しい理解を得ることができます。

- ①対象者 65 歳以上の市民
- ②内容 覚え書き、わたしのプロフィール、自分史ノート、今までシート・なじみシート、早期発見の目安など
- ③配布方法 いさはやオレンジ手帳書き方講習会※、地域包括ケア推進課、各支所地域総務課、包括支援センターにおいて配布
- ④その他 1 名につき 1 冊の配布となります。

※ 申込みがあった市民団体・サークル等を対象にいさはやオレンジ手帳書き方講習会を実施

■ オレンジ連携シート

認知症になったとき、医療機関や介護機関等が連携し、ご本人やご家族が安心して医療や介護サービスを受けられるよう連携シートを配布します。

ご家族や周りの人がわかること・気づいたことについて記入した内容が、その人にあった医療やケアにつながり、ご本人やご家族の穏やかな生活を支える手助けになります。

- ①対象者 要介護認定者で認知症の診断を受けている市民
- ②内容 ケアプロフィール、わたしの生活リズム、はればれ（快）シート、とまどい（SOS）シート、連絡シート
- ③配布方法 地域包括ケア推進課にて配布

■ 介護用品の支給事業

介護用品購入費の一部を助成し、在宅介護費用の負担を軽減します。

- ①対象者 介護保険法に規定する要介護 4 又は 5 の認定を受けた在宅の市民税非課税世帯に属する高齢者（第二号被保険者であって特定疾病に該当する人を含む。）を現に介護している家族
- ②対象用品 紙おむつ、尿とりパット、清拭剤等
- ③支給限度額 要介護高齢者 1 人当たり月額 8,300 円

■ 栄養改善配食サービス事業

地域におけるネットワークの一つとしてひとり暮らし高齢者等に対し、配食サービスを活用し、その安否状況を定期的に把握します。

- ①対象者 65 歳以上の単身世帯や高齢者のみの世帯、これに準ずる世帯に属する人であって、栄養改善が必要な要支援・要介護の認定者
- ②サービス内容 原則週 3 回以内の夕食を配達し、高齢者の安否を確認します。
- ③利用料 460 円/食（低所得者については軽減措置有り）

「実施事業所名」

	事業所名	所在地	電話番号
1	社会福祉法人 南高愛隣会(ブルスカイ)	福田町 357-1	35-4880
2	宅配クックワンツウスリー諫早店	東小路町 10-28	46-5374
3	ワタミの宅食 長崎諫早営業所	津久葉町 5-70	0120-191-950

■ 住宅改修支援事業

居宅介護支援の提供を受けていない（居宅サービス計画の作成にあたる介護支援専門員がいない）要介護者等に対する住宅改修の理由書作成に対して助成します。

- ①対象者 要支援、要介護の認定者であって、居宅介護の提供を受けていない高齢者
- ②サービス内容 住宅改修の理由書作成に対して助成します。
- ③助成額 2,000 円/件

■ 成年後見制度支援事業

認知症や障害などにより判断能力が不十分な方で、親族などによる後見等開始の審判の申立てができない方について、市長が代わって申立てを行います。

また、成年後見制度を利用するにあたって後見人等への報酬を負担することが困難な方に対して、助成を行います。

ア．成年後見開始の市長申立

- ①対象者 判断能力が不十分な高齢者や障害者で、成年後見開始の審判請求ができる親族がいない方
- ②費用負担 市があらかじめ申立手数料等の費用を負担します。負担能力のある方には、家庭裁判所の命令に基づき後日請求します。

イ．成年後見人等の報酬の助成

- ①対象者 生活保護受給者や市県民税が非課税の方で報酬の捻出が困難な方
- ②助成額 施設入所の方：月額 18,000 円以内
在宅の方：月額 28,000 円以内

4. 介護保険の保険料

介護保険の保険料は、第一号被保険者(65歳以上の人)と第二号被保険者(40歳～64歳の人)とでは保険料率及び納付方法が大きく異なります。

(1) 保険料の負担

【問合せ先】介護保険課 TEL22-1500

介護保険の運営に必要な財源の半分は、40歳以上の方の保険料で賄われます。このうち、第一号被保険者の保険料については、市内の介護サービスの利用状況等を勘案して保険料率が設定されます。第二号被保険者の保険料率は、加入されている医療保険制度の中で設定されます。

(2) 第一号被保険者の保険料

【問合せ先】介護保険課 TEL22-1500

第一号被保険者の保険料率は、事業計画期間(令和6年度から3年間)の事業費を見込んだ上で設定します。したがって、保険料率は3年ごとに見直すことになります。今期の保険料は、介護給付の費用等の増加に伴う保険料の上昇を抑制するため、市の介護給付費準備基金を活用し、次のとおり設定しています。

■ 令和6年度からの介護保険料

所得段階	対象者	負担割合	保険料年額 (月額)
第1段階	生活保護を受給している人 本人及び世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人 本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の「合計所得金額と課税年金収入額」の合計額が80万円以下の人	基準額 ×0.285	20,520 円 (1,710 円)
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の「合計所得金額と課税年金収入額」の合計額が80万円を超え120万円以下の人	基準額 ×0.485	34,800 円 (2,900 円)
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の「合計所得金額と課税年金収入額」の合計額が120万円を超える人	基準額 ×0.685	49,080 円 (4,090 円)
第4段階	本人が市民税非課税、世帯内に市民税課税者がいる場合で、前年の「合計所得金額と課税年金収入額」の合計額が80万円以下の人	基準額 ×0.90	64,440 円 (5,370 円)
第5段階	本人が市民税非課税、世帯内に市民税課税者がいる場合で、第4段階以外の人	基準額 ×1.00	71,640 円 (5,970 円)
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	基準額 ×1.20	85,920 円 (7,160 円)
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.30	93,120 円 (7,760 円)
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.50	107,520 円 (8,960 円)
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額 ×1.70	121,800 円 (10,150 円)
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額 ×1.90	136,080 円 (11,340 円)
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額 ×2.10	150,480 円 (12,540 円)
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額 ×2.30	164,760 円 (13,730 円)
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額 ×2.40	171,960 円 (14,330 円)

■ 保険料の納め方等

介護保険料は、65歳の誕生日の前日の属する月分から納めます。
納め方は、「特別徴収」と「普通徴収」の2種類です。

特別徴収 老齢・退職・障害及び遺族年金の受給者で、受給額が年額18万円以上ある場合、原則として、これらの年金から自動的に差し引く方法により納めていただくことになります。2つ以上の年金を受給している人の場合、特別徴収は、年金保険者による優先を第1順位、年金種別による優先を第2順位として、以下の順位で行われます。

年金保険者による優先順位	①厚生労働省、②国家公務員共済組合連合会、③移行農林共済年金・移行農林年金、④日本私立学校振興・共済事業団、⑤地方公務員共済組合
年金種別による優先順位	①老齢・退職年金、②障害年金、③遺族年金

普通徴収 老齢・退職・障害及び遺族年金の受給額が18万円に満たない人や、やむを得ない理由により年金から特別徴収ができない人については、市から送付される納付書等により納めていただきます。毎月納付になっておりますので、最寄りの金融機関やコンビニエンスストアで直接納付してください。またご利用の金融機関の口座から自動引落しもできますので、金融機関の窓口、または、パソコン・スマートフォンでのWEB口座振替受付サービスで手続きを行ってください。

なお年度の途中で65歳になられた人や他の市町村から転入された人は、しばらくの間、普通徴収となります。

その他 都合により納付が困難になった場合は、早めに介護保険課へご相談ください。

(3) 第二号被保険者の保険料

【問合せ先】加入している医療保険者

加入している医療保険により保険料の料率が異なります。国民健康保険加入者の場合には、国民健康保険料の医療保険分と介護保険分を合わせて、国民健康保険料として世帯主が一括して納めることになります。その他健康保険などの医療保険に加入されている人については、医療保険料に含まれて給与などから差し引かれます。

なお、サラリーマン家庭で扶養する妻などの保険料は、別途納める必要はありません。

III. 後期高齢者医療制度

1. 後期高齢者医療制度とは

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の高齢者等を対象とした医療制度です。

(1) 後期高齢者医療制度への加入

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

■ 75 歳に到達したとき

市内に居住の 75 歳になる方は、75 歳の誕生日から後期高齢者医療の被保険者となり、これまで加入されていた医療保険の資格は喪失します。（手続きは必要ありません。）

■ 県外から転入したとき

75 歳以上の方が県外から転入したときは、転入の日から長崎県の後期高齢者医療の被保険者となります。

■ 障害認定を受けたとき

65 歳以上 75 歳未満の方で一定の障害がある方は、認定を受ければ、後期高齢者医療の被保険者となることができます。一定の障害がある方とは、次のいずれかに該当する人です。

1 級、2 級又は 3 級の身体障害者手帳をお持ちの人※1

4 級の身体障害者手帳をお持ちの方で、右欄のいずれかに該当する人
※2

音声機能、言語機能又はそしゃく機能に著しい障害がある人
両下肢のすべての指を欠く人
一下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠く人
一下肢の機能に著しい障害のある人

障害基礎年金の受給者で、その等級の 1 級又は 2 級に該当する人

A1 又は A2 の療育手帳をお持ちの人

1 級又は 2 級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人※2

※1 身体障害者手帳 3 級で後期高齢者医療の認定を受けた人は、障害者福祉医療費支給制度における支給額が従来半額となりますのでご注意ください。

※2 身体障害者手帳 4 級又は精神障害者保健福祉手帳 2 級で後期高齢者医療の認定を受けた人は、障害者福祉医療費支給制度を受けることはできませんのでご注意ください。

■ 生活保護が廃止になったとき

75 歳以上の人が生活保護廃止になったときは、後期高齢者医療制度に加入する必要があります。

(2) 後期高齢者医療制度の運営の仕組み

【問合せ先】保険年金課 Tel22-1500

■ 運営主体

県内の全ての市町が加入する「長崎県後期高齢者医療広域連合」(広域連合)が運営主体となります。
市は保険料の徴収、申請や届出などの窓口になります。

広域連合の主な役割		市の主な役割	
◆被保険者の認定	◆保険料の決定	◇被保険者証の引渡し	◇保険料の徴収
◆被保険者証の交付	◆医療の給付	◇加入喪失届出の受付	
◆健診事業の実施		◇各種申請の受付	

■ 財政運営

後期高齢者の医療にかかる費用のうち、国や県、市町が負担する公費が約 5 割、後期高齢者支援金(現役世代の保険料から支出)が約 4 割を負担し、残りの 1 割を被保険者が保険料として負担します。

後期高齢者医療が支払う医療費等の財源		
公費 約 5 割		
国 : 県 : 市町 = 4 : 1 : 1		
後期高齢者支援金 (現役世代の負担金) 約 4 割		保険料 1 割

2. 給付内容

(1) 療養の給付

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

病気やけがで医療機関にかかったときの診察、処置・手術などの治療、薬剤又は治療材料、在宅療養及び看護などで、医療機関に被保険者証を提示すれば、一部負担金を支払うだけで、残りの費用は後期高齢者医療が負担します。

■ 自己負担割合

自己負担割合は、かかった医療費の1割、2割または3割（現役並み所得者）です。

現役並み所得者とは、課税標準額が145万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる世帯です。

ただし、後期高齢者医療被保険者の収入合計が、2人以上で520万円未満、1人で383万円未満の場合は、「一般Ⅰ」、「一般Ⅱ」の区分と同様となり、1割または2割負担となります。

また、後期高齢者医療の被保険者が1人の世帯で、課税標準額が145万円以上かつ収入が383万円以上により現役並み所得者となった場合でも、同一世帯の70歳以上75歳未満の人を含めた収入合計が520万円未満であれば、「一般Ⅰ」、「一般Ⅱ」の区分と同様となり、1割または2割負担となります。

■ 所得区分

3割	現役並み所得者Ⅲ	課税標準額 690 万円以上
	現役並み所得者Ⅱ	課税標準額 380 万円以上
	現役並み所得者Ⅰ	課税標準額 145 万円以上
2割	一般Ⅱ	課税標準額が 28 万円以上 145 万円未満かつ年金収入＋その他の合計所得金額が 200 万円以上（被保険者複数世帯：合計して 320 万円以上）の人
1割	一般Ⅰ	現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、一般Ⅱ、低所得者Ⅰ・Ⅱ以外の人
	低所得者Ⅱ	世帯の全員が住民税非課税の人（低所得者Ⅰ以外の人）
	低所得者Ⅰ	世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を 80 万円として計算）を差し引いたときに 0 円となる人

(2) 入院時食事療養費

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

入院時の食事代は、食事にかかる費用のうち一部(標準負担額)を負担していただき、残りは後期高齢者医療が負担します。1食あたりの標準負担額は下記のとおりです。なお、低所得者ⅠとⅡの方（住民税非課税世帯）は、入院時に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示する必要があります。（市役所で交付申請が必要）

所得区分		1食あたりの食費
現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、一般Ⅰ・Ⅱ		460 円
低所得者Ⅱ	90 日までの入院	210 円
	過去 12 か月で 90 日を超える入院	160 円
低所得者Ⅰ		100 円

■ 療養病床に入院する場合の食費等

療養病床に入院する場合は、食費と居住費を負担します。

所得区分	1食あたりの食費	1日あたりの居住費
現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、一般Ⅰ・Ⅱ	460 円 ※1	370 円
低所得者Ⅱ	210 円	
低所得者Ⅰ	130 円	
老齢福祉年金受給者	100 円	0 円

※1 医療機関によって、420 円の場合があります。

(3) 高額療養費

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

医療費の自己負担額は、次の表のように1か月（同じ月内）の限度額が定められています。この限度額を超えて自己負担額を支払った場合、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

■ 自己負担限度額

適用区分		外来の限度額 (個人単位)	外来+入院の限度額 (世帯単位)
現役並み	Ⅲ 課税標準額 690万円以上の人	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 〈140,100円※1〉	
	Ⅱ 課税標準額 380万円以上の人	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 〈93,000円※1〉	
	Ⅰ 課税標準額 145万円以上の人	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 〈44,400円※1〉	
一般Ⅱ	課税標準額28万円以上145万円未満かつ年金収入+その他の合計所得金額が200万円以上(被保険者複数世帯:合計して320万円以上)	18,000円または6,000円+(総医療費-30,000円)×10%の低い方を適用 (※2)(年間上限144,000円)	57,600円 〈44,400円(※1)〉
一般Ⅰ	現役並み、一般Ⅱまたは下記以外の方 ※3	18,000円(年間上限144,000円)	
低所得	Ⅱ 住民税非課税世帯 ※4		24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など) ※5	8,000円	15,000円

(注)・課税標準額とは、各種所得(収入金額から必要経費を引いた額)から地方税法上の各種所得控除等を引いた額

・75歳になって後期高齢者医療に移行する月は、75歳になる人の限度額が、国保などそれまでに加入していた医療保険と後期高齢者医療それぞれの本来額の2分の1となります。

※1 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

※2 配慮措置に伴う計算方法です。医療費が30,000円未満であった場合は、30,000円として計算します。

※3 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、所得金額から基礎控除の43万円を差し引いた金額の合計が210万円以下の場合も含まれます。

※4 低所得Ⅱとは、世帯の全員が住民税非課税の人(低所得者Ⅰ以外の人)

※5 低所得Ⅰとは、世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)と差しひいたときに0円となる人

■ 高額療養費の計算のしかた

① 個人ごとに外来の自己負担額を計算

外来(個人単位)の限度額を超えた場合、申請によりあとから支給されます。

② 世帯の外来・入院の自己負担額を合算

同じ世帯内に後期高齢者医療の被保険者が複数いる場合は合算し、外来+入院(世帯単位)の限度額を超えた場合、申請によりあとから支給されます。

※病院・診療所、診療科の区別なく合算します。

※入院時の食事代や差額ベッド料などは対象外となり合算できません。

■ 特定疾病について

高額の治療を長期間継続して受ける必要がある特定疾病の人は、「特定疾病療養受療証」(申請により交付)を医療機関などの窓口に掲示すれば、毎月の自己負担額は医療機関ごと入院・外来それぞれ1万円までとなります。

特定疾病		
◆先天性血液凝固因子障害の一部(血友病)	◆人工透析が必要な慢性腎不全	◆血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症

(4) 高額医療・高額介護合算制度

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

医療保険と介護保険の両方の自己負担を世帯で合算し、限度額を超えた場合、「高額介護合算療養費」が支給されます。

※詳しくは83ページをご覧ください。

(5) 移送費

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

移送が困難な人が、医師の指示により、緊急やむを得ず転院にタクシーを利用するなど、移送に費用がかかったとき、広域連合が必要と認めた場合に支給されます。

(6) 訪問看護療養費

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

医師の指示により訪問看護ステーションなどを利用した場合、費用の一部を支払うだけで、残りは後期高齢者医療が負担します。

(7) 療養費

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

次のような場合は、かかった医療費は全額本人が一時立て替え払いして、申請によりあとから自己負担分以外の部分について払い戻しを受けることができます。

- ① やむを得ず保険診療を扱っていない医療機関で診療を受けたときや、被保険者証を提示しないで、診療を受けたとき。（※広域連合が認めた場合に限ります。）
- ② 海外で診療を受けたとき。（治療目的で渡航した場合を除く。）
- ③ 骨折・脱臼などで保険診療を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき。
- ④ 医師が必要と認めた、あんま・はり・きゅう・マッサージなどを受けたとき。
- ⑤ ギプス・コルセットなどの医療用装具を購入したときや輸血の生血代など。

(8) 葬祭費

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に対して葬祭費が2万円支給されます。

3. 保健事業

健康でいきいきとした生活を送るためには、生活習慣病を防ぐことと、からだの機能を衰えさせないことが大切です。後期高齢者医療では被保険者の健康保持のため各種保健事業を実施しています。

(1) 健康診査

【問合せ先】健康推進課 TEL22-1500

生活習慣病とその予備群を早期に発見し、状態が軽いうちに早めに治療や予防につなげることで重症化を防ぐことを目的として健康診査事業を実施しています。

- | | |
|---------|----------------------------|
| ①対象者 | 諫早市に住所を有する後期高齢者医療被保険者 |
| ②実施医療機関 | 市内医療機関等 |
| ③種類 | 個別健診 |
| ④受診方法 | 被保険者証を医療機関等に提示して受診（1年度に1回） |
| ⑤受診者負担金 | 無料 |

(2) お口いきいき健康支援(歯科健診)事業

【問合せ先】健康推進課 TEL22-1500
各支所地域総務課

お口の中の衛生、噛む力、飲み込む力といった口腔機能の向上は、食事をおいしく食べるだけでなく、全身の健康や生活全体の活性化につながります。後期高齢者医療では、歯科医院でお口の中の健康指導を受けることができます（歯の治療ではありません）。

- | | |
|---------|--|
| ①申込方法 | 健康推進課又は各支所地域総務課に電話又は窓口で申し込みください。
（後日、受診券が送付されます。） |
| ②受診料 | 無料（1年に2回） |
| ③実施医療機関 | 県内の一般社団法人長崎県歯科医師会会員である歯科医院等 |
| ④受診方法 | 受診券を歯科医院に提示することで、2回を限度としてお口の中の健康指導が受けられます。 |

(3) はり・きゅう施術費補助

【問合せ先】健康推進課 TEL22-1500

広域連合が指定したはり師・きゅう師から受けた「はり」「きゅう」について、施術料金の一部を助成しています。

- | | |
|---------|--|
| ①助成内容 | 施術1回につき700円
※助成の対象となる施術は1日1回とし、1か月に5回までとなります。 |
| ②助成の受け方 | 被保険者証を施術担当者に提示し、施術明細書に押印又は署名してください。 |

4. 保険料

(1) 保険料の算定方法

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

- ① 保険料は、被保険者一人ひとりに賦課されます。
- ② 保険料の額は、広域連合で決定されます。
- ③ 保険料を決める基準（保険料率）については、2年ごとに設定され、原則として県内均一となります。

■ 保険料（年額）の決め方

令和6年度・令和7年度

$$\text{保険料} = \text{均等割額 } 52,400 \text{円} + \text{所得割額 } ※ \text{所得割率 } 10.31\%$$

※ 所得割額＝(総所得金額等－基礎控除額) × 所得割率

■ 保険料の軽減措置

- ① 低所得者に対する軽減
 - ア) 均等割額の軽減

所得の低い方は、世帯主及び被保険者の所得に応じて保険料の均等割額が軽減されます。

同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額	軽減割合
43万円＋10万円×(給与・年金所得者数－1)以下	7割
43万円＋10万円×(給与・年金所得者数－1)＋29万5千円×被保険者の数以下	5割
43万円＋10万円×(給与・年金所得者数－1)＋54万5千円×被保険者の数以下	2割

- ② 被扶養者だった方に対する軽減

会社の健康保険など被用者保険の被扶養者から後期高齢者医療の被保険者となった方は、所得割額の負担はなく均等割額の軽減割合が①の表の7割及び5割に該当しない場合は、後期高齢者医療被保険資格取得日の属する月以後2年を経過するまでの間に限り均等割額の5割を減額します。

(2) 保険料の納付方法

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

保険料は、原則として年金(年額18万円以上の方)から自動的に徴収(天引き)されます。

ただし、年金受給額が年額18万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方は、納付書か口座振替により、市へ納付します。

なお、保険料を年金から徴収されている方で、口座振替に切り替えることを御希望の方は、申し出により変更できます。

IV. 老齢基礎年金

老後の生活を保障するために支給される公的年金で、保険料を 10 年以上納付か免除された人が 65 歳になったときから支給されます。

(1) 老齢基礎年金の受給要件

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

保険料を納めた期間と保険料を免除された期間を合わせて、10 年以上ある人が、65 歳になったときから受給できます。具体的には、次のすべての期間を合算して 10 年以上の人です。

- ① 国民年金の保険料を納めた期間（免除期間を含む。）
- ② 昭和 36 年 4 月 1 日以後昭和 61 年 3 月までの厚生年金保険、船員保険の被保険者期間及び共済組合の組合員期間のうち 20 歳から 60 歳までの期間
- ③ 第 3 号被保険者期間又は 60 歳未満の国民年金任意加入被保険者の未納期間

第 3 号被保険者は、昭和 61 年 3 月までは任意加入でした。しかし、昭和 61 年の法改正に伴い、被用者年金制度の加入者の配偶者が昭和 36 年 4 月から昭和 61 年 3 月までのうち、国民年金に任意加入しなかった期間については「カラ期間」として、10 年の受給資格期間の計算に算入されることになりました。（ただし、「カラ期間」は年金額の計算には入りません。）

※ 第 3 号被保険者の期間を有する人の年金請求手続きは、年金事務所で受け付けます。

(2) 老齢基礎年金の額

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

令和 6 年度の年額は、新たに年金を受給する方は、満額の場合で 816,000 円（月額 68,000 円）です。すでに年金を受給している方は、満額の場合で、813,696 円（月額 67,808 円）です。（令和 6 年 4 月 1 日現在）

※ 未納期間や免除期間があると支給額は減額されます。

(3) 老齢基礎年金の受給申請手続きに必要なもの

【問合せ先】保険年金課 TEL22-1500

申請の手続きには、戸籍謄本、本人及び配偶者の年金証書、本人名義の預金通帳などが必要です。

※ 受給要件や受給額は加入期間などで変わります。また、期間の短縮などの特例措置もあります。

V. 税金の控除

(1) 所得税・市県民税

【問合せ先】介護保険課 Tel22-1500
地域福祉課

「介護保険サービスの利用料（医療費控除）」

申告の際に所得控除が受けられる対象者		控除対象となる費用
在宅サービス利用者 (医療系)	訪問看護、介護予防訪問看護 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護を利用する場合に限る。）	自己負担額
	短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護	自己負担額 居住費 食費
在宅サービス利用者 (福祉系)	訪問介護、介護予防訪問介護（いずれも生活援助を除く） 夜間対応型訪問介護 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護 通所介護、介護予防通所介護、地域密着型通所介護(平成28年4月1日以降利用したものに限る。)、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護を利用しない場合に限る。）	自己負担額 ※医療系サービスと併せて利用した場合に限り ます。
施設入所者	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設	自己負担額の半分 居住費の半分 食費の半分
	介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院	自己負担額 居住費 食費

おむつ代（医療費控除）

6か月以上寝たきりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した証明書（「おむつ使用証明書」）が必要です。2年目以降は、市長が要介護認定に係る主治医意見書の内容を確認した書類で「おむつ使用証明書」に代えることができます。

介護保険料（社会保険料控除）

- ア) 普通徴収（納付書又は口座引落としの人）
→ 市から「納付済額のお知らせ」を送付します。
イ) 特別徴収（年金から差引かれる人）
→ 各年金保険者から源泉徴収票が送付されます。

障害者控除

65歳以上で、障害の程度が身体障害者手帳又は療育手帳を有している人に準ずる方が障害者控除の対象となります。（市で「障害者控除対象者認定書」を交付します。）

VI. 関係機関・団体

(1) 高齢者福祉団体

名 称	所在地	電話番号
諫早市老人クラブ連合会	新道町 948（諫早市社会福祉会館内）	24-6100
諫早市シルバー人材センター		24-5183

介護保険指定サービス事業者一覧

介護保険の給付対象となるサービスは、県又は諫早市の指定を受けた事業所により提供されるサービスに限られます。

諫早市健康保険部
介護保険課

【諫早市内の介護保険指定サービス事業所・施設、医療機関】

※●は、現在休止中

(注) 長崎県長寿社会課からの情報提供による。(令和6年4月1日現在)

通番	圏域	事業主体（法人等）名	事業所・施設名、医療機関名等	所在地	電話番号 (0957)	指定居宅介護支援事業所	居宅サービス							施設サービス（定員・病床数）					
							訪問介護	訪問介護 介護	通所介護	通所介護 ハビリテーション	短期入所生活介護	認知症対応型共同生活介護	福祉用具貸与	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型通所介護	児童福祉法 臨時対応型訪問介護事業所	地域密着型介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院
1	中央部	〈福〉真津山福祉会	ケアプランセンターオアシス/デイサービスセンターオアシス/グループホームつぎとほし	福田町2-22	35-5180	○			○			○							
2	中央部	〈特非〉まごころ生活支援センター	訪問介護事業所まごころ/まごころデイサービス事業所	福田町23-3	24-0202		○		○										
3	中央部	〈福〉福翠会	小規模多機能型居宅介護よしやい	福田町32-2	22-3202									○					
4	中央部	〈福〉福翠会	ケアプランセンター福田	福田町32-2	46-5559	○													
5	中央部	〈有〉三和商会	ケアプランセンター福田 訪問介護事業所	福田町32-2	21-2955		○												
6	中央部	〈株〉徳愛福祉サービス	デイサービス福の家	福田町38-41	46-3681				○										
7	中央部	〈同〉Life Innovation	デイサービス アイフィット	福田町38-51	47-6896				○										
8	中央部	〈福〉南高愛隣会	PARK くるむ	福田町357-4	22-2644				○										
9	中央部	〈特〉諫早なかよし村21	諫早なかよし村21（このゆびとーまれ）	福田町443-1	21-6050				○										
10	中央部	〈有〉季節の花	グループホームいさはや	福田町1673-8	35-4011						○								
11	中央部	〈福〉龍美会	龍美会/善隣荘	福田町2366-1	23-3021	○					○						25		
12	中央部	〈福〉龍美会	善隣荘	福田町2366-1	21-1610													30	
13	中央部	〈福〉龍美会	いきいきハウス	福田町2366-1-2	23-3021				○										
14	中央部	〈合〉太陽	ケアプランセンター陽和	福田町2725-4	24-3776	○													
15	中央部	〈合〉ピース	デイサービス ささえあい	福田町2729-3	47-8849														
16	中央部	〈福〉福翠会	デイサービスセンター花の里/グループホーム花の里	福田町3316-3	21-7778				○										
17	中央部	〈有〉春陽	グループホーム福田	福田町3346-5	21-6768				○										
18	中央部	〈福〉福翠会	特別養護老人ホームなかやまの里	福田町3350	21-2101						○						29		
19	中央部	〈医〉回春堂犬尾内科医院	犬尾内科医院	泉町14-26	22-0245					○									
20	中央部	〈一社〉諫早医師会	諫早医師会居宅介護支援事業所「たんぽぽ」	泉町23-3	22-1040	○													
21	中央部	〈一社〉諫早医師会	諫早医師会ヘルパーステーション「たんぽぽ」	泉町23-3	22-2550		○												
22	中央部	〈合〉mina.mina	ヘルプステーションステップ	泉町27-33	47-9788		○												
23	中央部	〈一社〉ちえの和	ヘルパーステーション ちえの和	泉町45-5	47-5308		○												
24	中央部	〈株〉ライフジョーン	デイサービスセンター結華	城見町6-6	56-8602				○										
25	中央部	〈福〉見松会	ケアプランセンターしろみ	城見町43-1	21-0205	○													
26	中央部	〈福〉見松会	しろみ/特別養護老人ホームしろみ/デイサービスセンターしろみ ぽぽぽ	城見町43-1	21-6263				○		○				○			50	
27	中央部	〈医〉宏善会	諫早記念病院訪問介護事業所ひまわり	天満町6-1	47-9612		○												
28	中央部	〈医〉宏善会	諫早記念病院介護サービス「ひまわり」	天満町2-21	46-8288	○													
29	中央部	〈医〉宏善会	諫早記念病院介護サービス「ひまわり」	天満町2-21	22-0353					○									
30	中央部	〈医〉宏善会	諫早記念病院通所介護事業所ひまわり	天満町2-26	21-7900				○										

【諫早市内の介護保険指定サービス事業所・施設、医療機関】

※●は、現在休止中

(注) 長崎県長寿社会課からの情報提供による。(令和6年4月1日現在)

運番	圏域	事業主体（法人等）名	事業所・施設名、医療機関名等	所在地	電話番号 (0957)	指定居宅介護支援事業所	居宅サービス							施設サービス(定員・病床数)						
							訪問介護	訪問入浴介護	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	認知症対応型共同生活介護	福祉用具貸与	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型通所介護	定額型・施設型居宅介護	地域密着型介護老人福祉施設	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院
31	中央部	一般社団法人いろは福祉	いろは	天満町37-16	51-6097		○													
32	中央部	百合愛会（合）	デイサービスセンター ひなたぼっこ	八天町17-33	22-9000			○												
33	中央部	（有） なかつじ	コンパスウォーク栄町	栄町2-11-102	46-3938			○												
34	中央部	Fit LIFE DESIGN（株）	リハビリテーションあいのわデイサービス	東小路町12-8	56-8669			○												
35	中央部	（医）英和会 貝田整形外科	通所リハ 貝田整形	東小路町12-10	22-0336				○											
36	中央部	（合）しあわせ応援団	ヘルパーステーションしあわせ応援団	東小路町14-1	46-3355		○													
37	中央部	（有）春陽	デイサービス 春の小路	西小路町691-8	47-8539			○												
38	中央部	（福）グリーンコープ	ふくしサービスセンターねこのて	宇都町3-60	22-3102		○													
39	中央部	医療法人 こんどう内科・脳神経内科クリニック	医療法人 こんどう内科・脳神経内科クリニック	幸町3-22	22-8850					○										
40	中央部	Fit LIFE DESIGN（株）	リハビリテーションあいのわデイサービス2nd/リハビリケアプランセンターあいのわ/ショートステイあいのわHOMES/あいのわ Lab デイサービス	幸町52-7	47-6869	○			○											
41	中央部	Fit LIFE DESIGN（株）	リハビリヘルパーステーション あいのわ	幸町52-7	47-6986		○													
42	中央部	（福）博愛会	デイサービスセンター暖家	幸町64-15	22-7581			○												
43	中央部	（福）博愛会	ケアプランセンターさいわい	幸町64-20	22-7890	○														
44	中央部	（特非）あおぞら	ヘルパーステーションあおぞら	幸町65-21	22-6815		○													
45	中央部	（特非）明智会	居宅介護支援事業所ひばり/デイサービスセンターひばり	船越町612-3	22-2200	○			○											
46	中央部	（特非）明智会	ふれあい船越デイサービスセンター	船越町658-2	22-2910			○												
47	中央部	（株）Happy Trail	ヘルパーステーション笑英	上野町18-7	47-9955			○												
48	中央部	（合）エイジングエスコート	デイサービスセンター第二彩音	西郷町926	47-8401				○											
49	中央部	（合）I・will	訪問入浴介護事業所 愉楽	原口町361-1	23-4619				○											
50	中央部	（合）エイジングエスコート	デイサービスセンター彩音	原口町667-7	35-5588				○											
51	中央部	（福）寿光会	特別養護老人ホーム諫早中央	野中町648-7	47-6651					○							29			
52	中央部	（合）心の恵上山	上山デイサービスセンター	野中町657-1	46-5627				○											
53	中央部	（有）エス・ティー	デイサービスセンターしみず	本明町103	25-2723									○						
54	中央部	（有）鶯声	グループホーム本明の家	本明町455-1	25-1152					○										
55	中央部	（有）鶯声	デイサービス夢咲	本明町447-5	46-3552				○											
56	中央部	（株）優愛福祉サービス	居宅介護支援事業所 楓	本明町447-5	46-3552	○														
						11	12	1	24	4	5	5	0	1	2	0	3	2	0	0
						上段：事業所数 下段：施設定員														
						中央部圏域小計														

【諫早市内の介護保険指定サービス事業所・施設、医療機関】

※●は、現在休止中

(注) 長崎県長寿社会課からの情報提供による。(令和6年4月1日現在)

通番	圏域	事業主体（法人等）名	事業所・施設名、医療機関名等	所在地	電話番号 （0957）	指定居宅介護支援事業所	居宅サービス						施設サービス（定員・病床数）								
							訪問介護	訪問入浴介護	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	認知症対応型共同生活介護	福祉用具貸与	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型通所介護	訪問看護・療養・療育・認知症対応型介護	地域密着型介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護老人福祉施設	介護医療院	
57	北部	（株）スズキ自販長崎	（株）スズキ自販長崎福祉車輛課	小船越町554-1	24-2320								○								
58	北部	（福）じゅもん会	デイサービス ヒスイ	小船越町680-1	25-3300				○												
59	北部	（株）エキマエタクシー	デイサービスこもれび	小船越町792-2	47-8201				○												
60	北部	（株）まつお企画	ヘルパーステーションしらさ	小船越町1253-6	21-1970				○												
61	北部	（公社）長崎県看護協会	長崎県看護協会ケアプラセンタ―諫早	永昌町23-6	28-9200	○															
62	北部	（公社）長崎県看護協会	長崎県看護協会ヘルパーステーションいさはや	永昌町23-6	25-4612				○												
63	北部	（医社）西村医院	にしむらクリニック通所リハビリテーションセンター	永昌町43-22	46-8118					○											
64	北部	（同）コミュニケーションズオール	リハビリセンター ハイタツチ	永昌町42-33	41-4097				○												
65	北部	（有）リハビリの樹	リハビリコミュニケーションラク	馬渡町7-6	25-8200				○												
66	北部	（有）リハビリの樹	ケアマネジメントセンター利業いさはや	馬渡町7-6	46-3834	○															
67	北部	（医）緑光会	訪問介護事業所 ひだまり	室崎町15-13	56-8381				○												
68	北部	（医）緑光会	居宅介護支援事業所しあわせ/デイサービスセンターしあわせ	室崎町15-14	26-2993	○			○												
69	北部	（福）寿光会	寿光会ケアプラセンタ―	白岩町2-7	46-5761	○															
70	北部	（福）寿光会	寿光会ヘルパーステーション	白岩町2-7	46-5762				○												
71	北部	（福）寿光会	特別養護老人ホーム諫早ニュータウン	白岩町2-7	28-2211					○											
72	北部	（福）寿光会	特別養護老人ホーム諫早ニュータウン	白岩町2-7	46-5760												29				
73	北部	（株）優愛福祉サービス	デイサービスやまぶき	白岩町15-21	25-7958				○												
74	北部	（有）広栄通信	有限会社 広栄通信	白岩町21-11	26-2100					○											
75	北部	（有）リハビリの樹	リハビリテーションケア デイサービス利業	白岩町27-3	25-7225				○												
76	北部	（合）未来	デイサービス 未来（みらい）	白岩町35-3	090-1368-7528				○												
77	北部	（株）グット・リンク	グット・リンク 諫早	栄田町14-13	49-8155								○								
78	北部	（株）シグマ	デイサービスセンターきらら	栄田町25-24	46-5711				○												
79	北部	（株）シグマ	24時間訪問看護介護ステーション きらら/グループホーム きらら	栄田町25-24	25-5880								○			○					
80	北部	（福）平成会	グループホーム・栄田	栄田町42-58	25-0025								○								
81	北部	（福）英尊会	特別養護老人ホーム椿寿荘	栄田町582-1	26-3191												29				
82	北部	（福）英尊会	ケアプラセンタ―椿寿荘	栄田町582-9	28-9103	○															
83	北部	（福）英尊会	ケアプラセンタ―椿寿荘	栄田町582-9	28-9510				○												
84	北部	（株）ライトケア	グループホーム・栄田	真崎町1386-1	46-3640								○								
85	北部	（特非）いさはやスリーサポート研究会	ケアプラセンタ― スリーサポート	真崎町1738-1	26-2994	○															
86	北部	（特非）いさはやスリーサポート研究会	ケアプラセンタ―スリーサポート	真崎町1738-1	080-7142-7097				○												
87	北部	（福）真和会	真寿苑訪問介護事業所	本野町2-1	25-1565				○												
88	北部	（福）真和会	小規模多機能型居宅介護事業所きらら	本野町2-1	25-3800									○							
89	北部	（株）エス・ティ・コーポレーション	エスティ・ケアサービス	下大渡野町3-1	25-5661								○								
90	北部	（特非）いさはやスリーサポート研究会	ヘルパーステーションスリーサポート	大さこ町6-4	26-2994																
91	北部	Fit LIFE DESIGN（株）	リハビリテーションあいのわupデイサービス	大さこ町300	56-8034				○												
					上段：事業所数 下段：施設定員		6	6	0	12	1	1	2	5	1	0	1	2	0	0	0
					北部圏域小計																

【諫早市内の介護保険指定サービス事業所・施設、医療機関】

※●は、現在休止中

(注) 長崎県長寿社会保険からの情報提供による。(令和6年4月1日現在)

運番	区域	事業主体（法人等）名	事業所・施設名、医療機関名等	所在地	電話番号 (0957)	指定居宅介護支援事業所	居宅サービス							施設サービス（定員・病床数）						
							訪問介護	訪問介護 入浴介護	通所介護	通所介護 （ハビリテーション）	短期入所 生活介護	認知症対応型 共同生活介護	福祉用具 貸与	小規模多機能型 居宅介護	認知症対応型 通所介護	児童虐待 一時対応訪問介護 看護	地域密着型 介護老人福祉施設	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護医療 院
92	西部	（特非） K. H. G	居宅生活支援センター ケイ・コム	貝津町1206-5	28-9960				○											
93	西部	（医） 爽風会	長崎呼吸器リハビリクリニック	貝津町1694	25-2323					○										
94	西部	（福） 祥仁会	グループホーム貝津	貝津町2239-2	25-4100							○								
95	西部	（合） 脩志会	ヘルパーステーション舩科	貝津町2334-2	23-2722		○													
96	西部	（合） 脩志会	デイサービス絆	貝津町2334-2	47-5427				○											
97	西部	（福） 真津山福祉会	高望荘ケアプランセンター/デイサービスセンター高望荘	貝津町2661-1	25-5670	○			○											
98	西部	（福） 真津山福祉会	小規模多機能型居宅介護事業所けやき	貝津町2662-2	25-3870									○						
99	西部	（医） 祥仁会	（医） 祥仁会 デイサービスセンター西諫早	貝津町2884-1	25-0100				○											
100	西部	（医） 祥仁会	にしいさはやケアプラン・センター	貝津町3015	20-9133	○														
101	西部	（医） 祥仁会	ちうけん西諫早	貝津町3015	25-2266					○									100	
102	西部	（株） テクノ・スズタ	株式会社テクノ・スズタ ヘルスケア事業部	津久葉町62-22	27-1300								○							
103	西部	フクシン 合同会社	デイサービス ヤマト	久山台60-7	51-5563				○											
104	西部	（医） 三枝会	宮崎病院指定ケアマネジメントセンター	久山町1575-1	25-7755	○														
105	西部	（医） 三枝会	宮崎病院	久山町1575-1	25-4800					○										
106	西部	（株） La Vie Concierge	ミニデイサービス かめの家	久山町1751	47-6515				○											
107	西部	（株） アップスタート	リハビリプラス	多良見町北屋321-25	49-2666				○											
108	西部	（株） アップスタート	キャバレ	多良見町北屋321-25	49-2666				○											
109	西部	日本赤十字社長崎支部	日本赤十字社長崎原爆諫早病院	多良見町北屋986-2	43-2111					○										
110	西部	（医社） 淳生会	慈恵病院ケアマネジメントセンター	多良見町北屋995	28-5533	○					○									
111	西部	（医社） 淳生会	介護老人保健施設恵風園/短期入所生活介護恵風園	多良見町北屋995	43-2116				○	○									100	
112	西部	（医） 享由会	たけさこ整形外科	多良見町北屋1100-7	43-5615					○										
113	西部	（有） ムツミサブライ	小規模多機能型居宅介護事業所たらみ	多良見町北屋1234	47-6643									○						
114	西部	（有） ムツミサブライ	グループホームたらみ	多良見町北屋1235	43-1682							○								
115	西部	（福） 知六会	特別養護老人ホームききつ/短期入所生活介護ききつ	多良見町北屋1829	43-6116						○						29			
116	西部	（医社） 淳生会	グループホームけやの杜	多良見町北屋1840	46-3301							○								
117	西部	ケアサポートみなみ（含）	プランナーズみなみ	多良見町中里1738-1	43-8209	○														
118	西部	ケアサポートみなみ（含）	デイサービスみずす	多良見町中里1738-1	51-6206															
119	西部	（含） レディースタン	デイサービスセンターじゅげむ/ケアプランセンターじゅげむ	多良見町市布1272-3	43-3534	○			○											
120	西部	（含） たらみ・いいもり福祉の和	たらみ・いいもりケアマネジメントセンター/たらみ訪問介護事業所/たらみデイサービスセンター	多良見町木床1558	28-5335	○	○		○											
121	西部	（医） すばる診療所	すばる診療所	多良見町元釜5-15	28-7788					○										

【諫早市内の介護保険指定サービス事業所・施設、医療機関】

※●は、現在休止中

(注) 長崎県長寿社会課からの情報提供による。(令和6年4月1日現在)

通番	圏域	事業主体（法人等）名	事業所・施設名、医療機関名等	所在地	電話番号 (0957)	指定居宅介護支援事業所	居宅サービス							施設サービス（定員・病床数）									
							訪問介護	訪問入浴介護	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	認知症対応型共同生活介護	福祉用具貸与	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型通所介護	常勤常勤時対応型介護職員	介護老人保健施設	介護老人福祉施設	介護医療院				
122	西部	(医) 有養会のほる内科	グループホームゆうき	多良見町元釜5-15	44-1765						○												
123	西部	(有) エコソール	エコソール居宅介護支援事業所	多良見町元釜5-15	44-1652	○																	
124	西部	(有) エコソール	ディサービスまりん	多良見町元釜5-15	44-1371				○														
125	西部	(有) エコソール	ディサービスまりんはあと/訪問介護ステーションみかん	多良見町元釜5-15	44-1316		○																
126	西部	(福) 真和会	グループホームおおくさ	多良見町元釜555	44-1917						●												
127	西部	(福) 真和会	真和荘	多良見町元釜556	44-1311						○							50					
128	西部	(福) 真和会	真和荘	多良見町元釜556	44-1344										○								
129	西部	(医) 敬天会	グループホーム野の葉	多良見町舟津299-6	44-1991							○											
130	西部	(福) 祥仁会	特養いはいもり	飯盛町開48	48-2270	○			○						○			50					
131	西部	(同) いとよし	ケアプランセンター開	飯盛町開1368-1	48-2679	○																	
132	西部	(同) いとよし	ディサービスヒラキ	飯盛町開1368-1	48-2678				○														
133	西部	(有) よしおか	ディサービスあじさい	飯盛町後田1648-2	48-2811				○														
134	西部	(有) よしおか	グループホーム「あじさいの家」	飯盛町後田1643-1	48-1972						○												
							10	3	0	15	7	4	7	1	2	3	0	1	2	2	0		
							上段：事業所数 下段：施設定員							○									
135	南部	(株) 福岡九州クボタ	(株) 福岡九州クボタ長崎事務所	小野島町1416-1	23-6121								○										
136	南部	(医) 祐里会	姉川病院ケアプランセンター/あねがわ介護医療院	小野島町2378-2	24-3180	○													38				
137	南部	(医) 祐里会	姉川病院	小野島町2378-2	24-0033					○													
138	南部	(医社) 尚整会	「管整形」	小野島町332	23-2388	○				○													
139	南部	(株) ニッショウ	(株) ニッショウ諫早営業所	宗方町345-7	35-1241								○										
140	南部	株式会社 SMART	ディサービス スマイル	宗方町695-1	56-9673				○														
141	南部	(株) クオリティ・オブ・ライフ	居宅介護支援事業所富士山/ディサービス富士山/シヨーステイ富士山	長野町1413-3	35-4848	○			○														
142	南部	Fit LIFE DESIGN (株)	リハビリテーション あいのわ3rdディサービス	黒崎町106-1	47-6869				○														
143	南部	(株) ニチイ学館	ニチイケアセンター諫早	黒崎町361-1	35-8090	○	○			○													
144	南部	(株) 輝橋	ハートケアアシスト ききよう 諫早	黒崎町425	090-2583-7787		●																
145	南部	(一社) 中央福祉会	小規模多機能型居宅介護事業所 きぼうの森	小川町331	47-8951									○									
146	南部	(有) ボラリス	訪問介護イーハートブ/ディサービス美南の丘	小川町453-1	23-1810		○																
147	南部	(有) ボラリス	ケアプランイーハートブ/ディサービス小川	小川町595-35	21-1810	○			○														
148	南部	(株) 新和メディカル	(株) 新和メディカル 諫早営業所	小川町792-3	47-6618								○										
149	南部	(株) ワームス	ディサービス ハーモニー・きずな	栗面町176-2	47-9850				○														
150	南部	(有) 諫早・ケアサービス	ディサービスゆるり/訪問介護ステーションゆるり	栗面町810-2	24-2818		○		○														
151	南部	(有) 諫早・ケアサービス	グループホームくれも	栗面町810-2	24-0811							○											
152	南部	(合) 諫早福祉支援ちばな会	ケアサービスあかり/ディサービスあかり	栗面町814	47-9094		○		○														
153	南部	QOLP合同会社	ラフ・メイカー	土師野尾町1692	090-1977-4469								○										

【諫早市内の介護保険指定サービス事業所・施設、医療機関】

※●は、現在休止中

(注) 長崎県長寿社会課からの情報提供による。(令和6年4月1日現在)

通番	圏域	事業主体（法人等）名	事業所・施設名、医療機関名等	所在地	電話番号 (0957)	指定 居宅介護支援事業所	居宅サービス										施設サービス（定員・病床数）			
							訪問介護	訪問介護	通所介護	通所介護 （ハリス・リチャ・ジョー）	認知症対応型 共同生活介護	認知用具 貸与	小規模多機能型 居宅介護	認知症対応型 通所介護	看護型・ 時対面型 介護施設	地域密着型 介護老人福祉施設	介護老人 保健施設	介護老人 福祉施設	介護医療院	
154	南部	(福) 如月会	ケア・ステーションオリーブ	土師野尾町1833-1	47-6007	○														
155	南部	(同) 笑み	ヘルパーステーション和結実～あゆみ～	平山町69-1	050-5526-2142		○													
156	南部	(株) 和福祉サービス	ケアプランセンター平和	平山町836-1	36-5790	○														
157	南部	(株) 和福祉サービス	ディサービスセンター和	平山町836-1	36-5060				○											
158	南部	(有) ボラリス	グループホームイマーハート	有喜町151-10	28-6330				○		○						88			
159	南部	(福) 寿光会	特別養護老人ホーム天恵荘/ディサービスセンター和心園	有喜町537-5	28-2304				○		○									
160	南部	(医) 和光会	恵愛荘	有喜町593-1	28-6570						○								100	
161	南部	(福) 寿光会	グループホーム恵	有喜町593-2	28-0955						○									
162	南部	(福) 寿光会	訪問介護事業所光明荘	有喜町637	28-2963		○													
163	南部	(医) 和光会	居宅介護支援事業所恵仁荘/介護老人保健施設恵仁荘	有喜町648	28-3267	○			○	○	○						100			
164	南部	(株) ふるさと	グループホームふるさとの丘・山鳩の里	中通町993-7	28-3007				○											
165	南部	(医) 藤原医院	通所リハビリテーションふじわら	松里町31-3	28-2214				○											
166	南部	(有) 五葉会	グループホーム静愛庵	森山町慶師野784	35-2022						○									
167	南部	洗心庵(有)	ディサービス洗心庵	森山町慶師野793	35-2384				○											
168	南部	(福) 森の里福祉会	グループホームコムヒーの家・紅葉の家	森山町杉谷2898-1	36-1670						○									
169	南部	(福) 森の里福祉会	居宅介護支援事業所森の里/ディサービスセンター森の里	森山町杉谷2899-2	36-3434	○			○											
170	南部	(福) 森の里福祉会	ヘルパーステーション森の里	森山町杉谷2902-1	36-3434		○										50			
171	南部	(福) 清和福祉会	秀峰荘 ケアプランセンター/秀峰荘/唐比温泉秀峰荘	森山町唐比西124-5	36-1777	○			○											
172	南部	(医社) 大塚会	ケアサービスからこ	森山町唐比西1125-2	36-0030									○						
173	南部	(医社) 大塚会	グループホームからこ	森山町唐比西1125-2	36-0011						○									
174	南部	(医社) 大塚会	ディサービスからこ/訪問介護からこ	森山町唐比西1125-3	36-1964		○		○											
175	南部	(医社) 大塚会	唐比病院/介護医療院からこ	森山町唐比西1165	36-0011	○			○										78	
					上段：事業所数 下段：施設定員	11	9	0	14	5	5	7	4	1	1	0	0	2	1	3
					南部圏域小計												138	100	216	
176	東部	(医社) 八雄会	介護老人保健施設ケアホーム・クローバー	長田町2547	24-8810				○										80	
177	東部	(医社) 八雄会	居宅介護支援センタークローバー	長田町2547	24-8011	○														
178	東部	(医社) 八雄会	だんの通所リハビリテーション	長田町2592	23-9226					○										
179	東部	(福) 清和福祉会	ゆたか荘サンホーム/通所介護みらい	長田町2781-1	23-9680								○							
180	東部	(福) 清和福祉会	ゆたか荘ベルホーム	長田町2781-1	23-9637									○						
181	東部	(福) 清和福祉会	居宅介護支援事業所清和/ゆたか荘通所介護事業所	長田町2826-1	23-9680	○			○											
182	東部	(福) 清和福祉会	清和福祉会訪問介護事業所	長田町2826-1	34-7810		●													
183	東部	(医社) 古川医院	古川医院	高天町2612-1	24-8300	○				○										
184	東部	(合) よしおか村	ディサービスセンター ひだまりの里 吉荘	小豆崎町351	47-5853					○										
185	東部	(株) 健愛福祉サービス	ディサービスくら草	小豆崎町530-1	47-9430				○											
186	東部	(合) よしおか村	ディサービスセンターひだまりの里aim	小豆崎町547	47-5853				○											

【諫早市内の介護保険指定サビ・事業所・施設、医療機関】

※●は、現在休止中

(注) 長崎県長寿社会課からの情報提供による。(令和6年4月1日現在)

運番	圏域	事業主体（法人等）名	事業所・施設名、医療機関名等	所在地	電話番号 (0957)	指定居宅介護支援事業所	居宅サビ・ス								施設サビ・ス（定員・病床数）								
							訪問介護	訪問入浴介護	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	認知症対応型共同生活介護	福祉用具貸与	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型通所介護	痴呆・認知症対応型訪問介護看護	地域密着型介護老人福祉施設	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院			
187	東部	ライフサポート（合）	指定居宅介護支援事業所ライフ	高来町船津519	32-5450	○																	
188	東部	（一社）With	ケアプランセンター小江の里/デイサービス小江の里	高来町下与433	32-2224	○	○																
189	東部	（有）和敬会	デイサービスセンターたかき	高来町峰179	32-6619		○																
190	東部	（有）和敬会	グループホームたかき	高来町峰179	32-6617						○												
191	東部	（有）なかつじ	コンパスワーク高来ノリハビリケアプランセンター	高来町峰468-80	51-7682	○	○																
192	東部	（有）和敬会	ケアプランセンターぼたる/デイサービスぼたる/グループホーム風の丘たかき	高来町黒崎79-3	32-6022	○	○				○												
193	東部	（合）ふれあい	ふれあいケアプランセンター/ヘルパーステーションふれあい	高来町黒崎313-1	27-7188	○	●																
194	東部	（合）ふれあい	デイサービスセンターふれあい	高来町黒崎325	27-7181			○															
195	東部	（福）聖ヨゼフ会	居宅介護支援センター聖フランシスコ/ヘルパーステーションフランシスコ	高来町神津倉54-3	32-2149	○	○																
196	東部	（福）慈恵福祉会	悠恵荘	高来町神津倉534-1	32-2222						○							80					
197	東部	（有）藤田企画	デイサービスセンター「龍の里」	高来町三部巻257-1	27-7222			○															
198	東部	（合）ライフサポートたかき	宅老デイサービスあじさい	高来町東平原192-1	32-3111			○															
199	東部	（福）善友会	長里希望園	小長井町大峰980-9	34-3840												29						
200	東部	（合）ヘルパーステーション小長井	合同会社ヘルパーステーション小長井	小長井町牧256-1	34-4832		○																
201	東部	（福）善友会	グループホームさざんか	小長井町小川原浦654	34-3555						○												
202	東部	（福）善友会	善友会居宅介護支援事業	小長井町小川原浦656	34-3730	○																	
203	東部	（医）七久会	山崎医院/おこんご	小長井町小川原浦656	34-2007		○			○													
204	東部	（医）七久会	七久会訪問看護介護センター	小長井町小川原浦656	34-9527											○							
205	東部	（株）愛幸苑	デイサービスセンター愛幸苑	小長井町小川原浦1136	34-2941				○														
206	東部	（福）善友会	小規模多機能型居宅介護事業小長井	小長井町小川原浦1215-1	34-2510									○									
207	東部	（合）山善	山善福祉用具貸与事業部	小長井町小川原浦1215-1	27-6111									○									
208	東部	（医）二輝会	佐藤病院	小長井町井崎98	34-2062	○																	
209	東部	（医）二輝会	佐藤病院	小長井町井崎98	34-2813								○										
210	東部	（福）善友会	小長井希望園	小長井町井崎1406	27-6100				○		○												
211	東部	（福）善友会	小長井希望園	小長井町井崎1406	27-6110													10	50				
				東部圏域小計		11	5	0	14	5	2	5	1	2	0	1	2	2	1	0			
				下段：施設定員		49	35	1	79	22	17	26	11	7	6	2	39	130	80	0			
				上段：事業所数																209	448	380	216
				下段：施設定員																209	448	380	216
				圏域合計																			